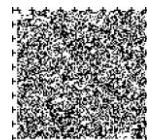


第5期函館市障がい福祉計画

(平成30年度～平成32年度)



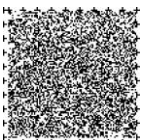
函 館 市



SPコードについて

この計画書には、各ページの右下または左下にSPコードを印刷しており、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」で読み取ることにより、目の不自由な方が、計画書に記載された文章を音声で聞くことができます。

また、SPコードの横の切り込みは、コードの位置を知らせるものであり、表面と裏面のそれぞれにコードがついているため、切り込みも2つとなっています。



はじめに

我が国の障がい保健福祉施策においては、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目標として、必要な制度が整備されてきました。

本市におきましても、障害者基本法に基づき、平成18年に「函館市障がい者基本計画」（10か年計画）を策定し、さらに平成28年には、「第2次函館市障がい者基本計画」（10か年計画）を策定して、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」をめざし、各種障がい者施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」につきましても、これまで、平成18年度の第1期計画から、平成29年度を最終年度とする第4期計画まで、3か年ごとに策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めてきたところであります。

このたび策定しました「第5期函館市障がい福祉計画」は、新たに児童福祉法により策定を義務付けられた「障がい児福祉計画」を包含しており、平成30年度からの3か年を計画期間として、第4期計画における取組状況とアンケート調査によるニーズ等に基づき、取り組むべき課題を整理し、必要なサービス量の見込みやサービス提供体制の確保策等について取りまとめたものです。

今後は、この新たな計画のもと、障がい者等の施策のさらなる推進を図ることとしておりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市障がい者計画策定推進委員会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

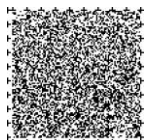
平成30年3月

函館市長 工 藤 壽 樹

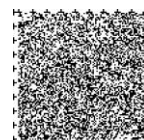


目 次

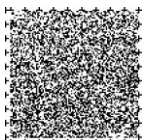
第 1 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
○ 障がい福祉計画の策定経過	3
○ 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」	4
○ 障がい福祉サービス等の体系	5
第 2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状とニーズ等	6
1 障がいのある人等の現状	6
(1) 身体障害者手帳	6
(2) 療育手帳	7
(3) 精神障害者保健福祉手帳	7
(4) 特定医療費（指定難病）受給者証・ 特定疾患治療研究事業給付（北海道指定）	7
2 主なサービス提供基盤の整備状況	8
(1) 【訪問系サービス】	8
(2) 【日中活動系サービス】	8
(3) 【居住系サービス】	8
(4) 【相談支援】	9
(5) 【障がい児支援】	9
(6) 【地域生活支援事業】	9
3 障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の概要	10
(1) 調査の概要	10
(2) 調査結果の概要	11
第 3 第 4 期計画における取組状況	20
1 相談支援体制の充実と強化	20
2 障がいのある人の地域生活への移行の促進	20



3	地域社会の支え合い	20
4	障がいのある人の就労の推進	20
5	障がいのある子どもに対する支援の強化	21
6	権利擁護の推進	21
第4	計画推進のための基本的事項	22
1	計画の基本理念	22
2	計画の基本的な方向	22
(1)	障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	22
(2)	障がい種別によらないサービス提供の推進	22
(3)	包括的な支援体制の整備	22
(4)	地域共生社会の実現に向けた取組	23
(5)	障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援	23
第5	第5期計画における重点的な取組	24
1	相談支援体制の充実と強化	24
2	障がいのある人の地域生活への移行の促進	24
3	地域社会の支え合い	24
4	障がいのある人の就労の促進	25
5	障がいのある子どもに対する支援の強化	25
6	権利擁護の推進	25
第6	平成32年度の成果目標と第4期計画の進捗状況	26
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	26
(1)	地域生活移行者数	26
(2)	減少見込入所者数	27
2	福祉施設から一般就労への移行	28
(1)	一般就労移行者数	28
(2)	就労移行支援事業利用者数	29
(3)	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	30
(4)	就労定着支援による職場定着率	31
3	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	31



4	地域生活支援拠点等の整備	31
5	障がい児支援の提供体制の整備	32
	(1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実	32
	(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	32
	(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	32
第7	障がい福祉サービス等のサービス量の見込み	33
1	障がい福祉サービス	33
	(1) 訪問系サービス	33
	(2) 日中活動系サービス	36
	(3) 居住系サービス	44
2	相談支援	46
	(1) 計画相談支援	46
	(2) 地域移行支援	47
	(3) 地域定着支援	48
3	障がい児支援	49
	(1) 障害児通所支援	49
	(2) 障害児相談支援	54
4	地域生活支援事業	55
	(1) 必須事業	55
	(2) 任意事業	67
◎	第5期函館市障がい福祉計画における成果目標およびサービス見込み量一覧	74
第8	計画の推進	77
1	関係機関との連携	77
2	国や北海道との連携	77
3	計画の進行管理	77

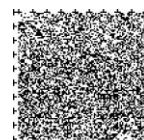


【資料編】

○ 第2次函館市障がい者基本計画（抜粋）	80
○ 障がい福祉サービス等の利用希望（障がい別）	84
○ 計画策定の経過	89
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱	90
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	91

「障害者」の「害」の表記について

「害」は悪い意味で使われる文字であり、不快感があるとの意見もあることから、「障害者」に対する差別や偏見をなくする心のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、法律や制度に用いられる場合を除いて、「障害」を「障がい」とひらがなで表記しています。



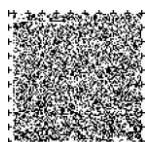
第 1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい保健福祉施策においては、障がい者および障がい児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざし、制度が整備されてきました。

- 平成 15 年 4 月 支援費制度導入
 - ・利用者自らがサービスを選択
- 平成 18 年 4 月 障害者自立支援法の施行
 - ・障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化
 - ・都道府県および市町村に対し、障がい福祉計画策定の義務化
- 平成 23 年 8 月 障害者基本法の改正
 - ・障がい者の定義の拡大，合理的配慮に関する概念の導入
- 平成 24 年 10 月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行
 - ・障がい者の虐待の予防と早期発見，養護者への支援
- 平成 25 年 4 月 障害者自立支援法を改正し，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として施行
 - ・障害者基本法の改正を踏まえ，新たに基本理念を規定
 - ・支援の対象に難病患者を追加
- 平成 26 年 1 月 障害者の権利に関する条約に批准
 - ・障がいに基づくあらゆる差別の禁止
 - ・障がい者が社会に参加し，包容されることを促進
- 平成 28 年 4 月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行
 - ・不当な差別的取り扱いの禁止および合理的配慮の提供

本市においては、平成18年に障害者基本法に基づき、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」を策定し、さらに平成28年には前計画より理念を継承した「第2次函館市障がい者基本計画（平成28年度～平成37年度）」を策定して、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮せる共生社会の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進しています。



また、障害者総合支援法により、市町村および都道府県に策定が義務付けられている障がい福祉計画については、これまでに第1期から第4期まで、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

平成30年度からの「第5期函館市障がい福祉計画」は、平成28年の児童福祉法の改正により策定が義務付けられた「障がい児福祉計画」を包含し、一体として策定することとし、また、障害者総合支援法および児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス提供体制等に係る平成32年度末の目標を設定するとともに、障がい福祉サービスをはじめ相談支援や地域生活支援事業および障害児通所支援等を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画として策定するもので、国がそれぞれの法に基づいて定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則し、「北海道障がい福祉計画」との整合性を図りながら策定するものです。

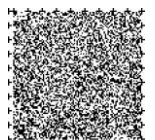
また、この計画は、社会福祉法第107条に基づく「函館市地域福祉計画」や、介護保険法第117条第1項に基づく「函館市介護保険事業計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「函館市子ども・子育て支援事業計画」その他、障がい者の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものにするるとともに、障害者基本法第11条第3項に基づく「函館市障がい者基本計画」の実施計画として位置付けられるものです。

3 計画の期間

障害福祉計画は、国の基本的な指針において、3年を1期とする計画として策定することとされていることから、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画の期間とします。

4 計画の策定体制

この計画は、関係団体等の代表者、関係機関の職員、一般公募の市民などにより構成される函館市障がい者計画策定推進委員会において検討するとともに、パブリックコメントの実施により、広く市民の意見を参考にしながら、策定するものです。



○ 障がい福祉計画の策定経過

第1期障がい福祉計画（平成18～20年度）

基本指針に則して、平成23年度を目標において、地域の実情に応じ、サービスの数値を設定



第2期障がい福祉計画（平成21～23年度）

第1期の実績を踏まえ、第2期計画を策定

- 第1期計画の進捗状況の分析・評価
- 第2期における課題の整理
- 課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組

→これらを念頭に置きつつ、数値目標およびサービス見込量を適切に設定



第3期障がい福祉計画（平成24～26年度）

第1期および第2期の実績を踏まえ、第3期計画を策定

- 第2期計画の進捗状況の分析・評価
- 第3期における課題の整理
- 障がい児支援施策の取組
- 課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組

→これらを念頭に置きつつ、数値目標およびサービス見込量を適切に設定



第4期障がい福祉計画（平成27～29年度）

第1期から第3期までの実績を踏まえ、第4期計画を策定

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第3期における取組の状況

→これらを念頭に置きつつ、成果目標およびサービス見込量を適切に設定

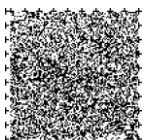


第5期障がい福祉計画（平成30～32年度）

第1期から第4期の実績を踏まえ、障がい児福祉計画を包含し、一体として第5期計画を策定

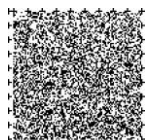
- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第4期における取組の状況

→これらを念頭に置きつつ、成果目標およびサービス見込量を適切に設定



○「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」

区分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条・児童福祉法第33条の20
性格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の確保に関する計画
計画期間	第2次：平成28年度～37年度（10か年）	第5期：平成30年度～32年度（3か年）
計画の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援 2 保健・医療 3 教育・育成 4 雇用・就労 5 社会参加 6 権利擁護・理解の促進 7 生活環境 8 情報・コミュニケーション 	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成32年度末の達成に向けた地域生活移行や就労支援および障がい児支援等に係る成果目標の設定 2 障がい福祉サービス等、障害児通所支援等の平成30年度から平成32年度までの各年度における必要な量の見込み <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(1) 障がい福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 イ 日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・療養介護 ・就労移行支援 ・就労定着支援 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労継続支援（A型・B型） ・短期入所 ウ 居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助 ・施設入所支援 ・自立生活援助 <p>(2) 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 計画相談支援 イ 地域移行支援 ウ 地域定着支援 <p>(3) 障がい児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 イ 障害児相談支援 </div> 3 上記2の必要な見込み量を確保するための方策 4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 5 その他障がい福祉サービス等、地域生活支援事業および障害児通所支援等の提供体制の確保に関し必要な事項

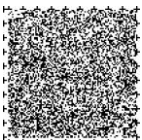
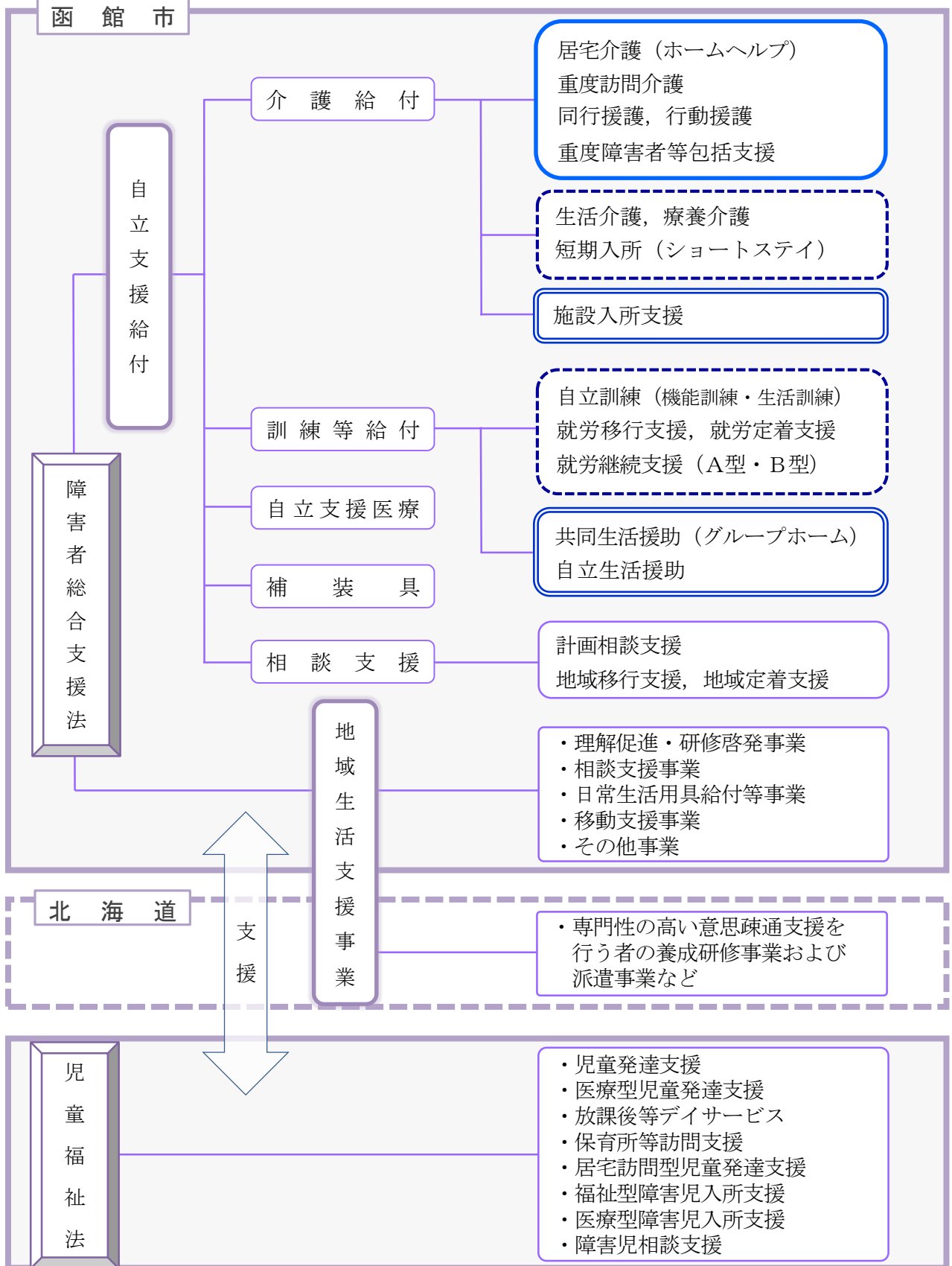


○障がい福祉サービス等の体系

訪問系

日中活動系

居住系



第2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状とニーズ等

1 障がいのある人等の現状

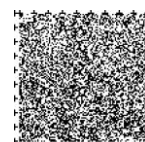
平成29年4月1日時点の身体障害者手帳，療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付者数ならびに特定医療費（指定難病）受給者証交付者数・特定疾患治療研究事業給付（北海道指定）受給者数は，次のとおりです。

(1) 身体障害者手帳

（単位：人，％）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比
視覚障がい	18歳未満	4	0	0	1	2	0	7	7.4
	18歳以上	301	286	74	61	149	88	959	
	計	305	286	74	62	151	88	966	
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	0	10	5	3	0	8	26	7.5
	18歳以上	64	208	141	220	3	311	947	
	計	64	218	146	223	3	319	973	
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	18歳未満	—	0	0	0	—	—	0	1.0
	18歳以上	—	6	75	44	—	—	125	
	計	—	6	75	44	—	—	125	
肢体不自由	18歳未満	42	10	10	11	3	1	77	54.9
	18歳以上	1,113	1,304	1,629	2,170	581	250	7,047	
	計	1,155	1,314	1,639	2,181	584	251	7,124	
内部障がい	18歳未満	14	0	5	3	—	—	22	29.2
	18歳以上	2,698	27	414	635	—	—	3,774	
	計	2,712	27	419	638	—	—	3,796	
計	18歳未満	60	20	20	18	5	9	132	100.0
	18歳以上	4,176	1,831	2,333	3,130	733	649	12,852	
	計	4,236	1,851	2,353	3,148	738	658	12,984	
構 成 比		32.6	14.3	18.1	24.2	5.7	5.1	100.0	

（資料：函館市福祉事務所）



(2) 療育手帳

(単位:人,%)

区 分	A (重度)	B (中・軽度)	計	構成比
18歳未満	101	446	547	19.5
18歳以上	936	1,322	2,258	80.5
計	1,037	1,768	2,805	100.0
構成比	37.0	63.0	100.0	

(資料:函館市福祉事務所)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

(単位:人,%)

区 分	1 級	2 級	3 級	計	構成比
18歳未満	1	4	2	7	0.3
18歳以上	228	1,692	705	2,625	99.7
計	229	1,696	707	2,632	100.0
構成比	8.7	64.4	26.9	100.0	

(資料:函館市福祉事務所)

(4) 特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患治療研究事業給付
(北海道指定)

(単位:人,%)

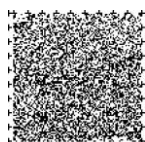
区 分	人 数	構成比
特定医療費(指定難病)受給者証交付者数	2,264	92.3
特定疾患治療研究事業給付(北海道指定)受給者	189	7.7
計	2,453	100.0

(資料:市立函館保健所)

※ 平成 26 年度との比較

(単位:人)

区 分	平成 26 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増 減 (B-A)
身体障害者手帳	13,664	12,984	-680
療育手帳	2,546	2,805	259
精神障害者保健福祉手帳	2,286	2,632	346
特定医療費(指定難病)受給者証等	2,328	2,453	125
計	20,824	20,874	50



2 主なサービス提供基盤の整備状況

市内の主なサービス提供基盤の整備状況は、次のとおりです。

(1) 【訪問系サービス】

(単位：か所)

区 分	事業所数			
	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 6. 1
居宅介護	45	44	45	41
重度訪問介護	37	38	39	38
同行援護	19	17	18	17
行動援護	1	2	2	2
重度障害者等包括支援	0	0	0	0

(2) 【日中活動系サービス】

(単位：か所，人)

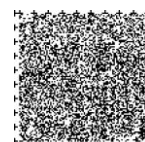
区 分	H26. 4. 1		H27. 4. 1		H28. 4. 1		H29. 6. 1	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
生活介護	13	538	14	558	16	590	16	580
自立訓練（機能訓練）	1	10	1	10	1	10	1	10
自立訓練（生活訓練）	5	44	5	44	6	78	4	38
自立訓練（宿泊型）	1	20	1	20	3	55	1	20
就労移行支援	5	116	5	116	6	136	7	156
就労継続支援（A型）	5	65	7	115	5	85	5	85
就労継続支援（B型）	18	429	18	429	24	569	26	609
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所	10	19	10	19	10	19	11	23

(3) 【居住系サービス】

(単位：か所，人)

区 分	H26. 4. 1		H27. 4. 1		H28. 4. 1		H29. 6. 1	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
共同生活援助	20	150	24	170	25	190	27	205
	29	194	32	207	33	227	35	244
施設入所支援	6	348	6	348	6	348	6	348

※ 共同生活援助の上段は函館市が指定した事業所数と定員数，下段は函館市内にある事業所数と定員数



(4) 【相談支援】

(単位：か所)

区 分	事業所数			
	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 6. 1
計画相談支援	7	8	9	10
地域移行支援	4	4	4	4
地域定着支援	4	4	4	4

(5) 【障がい児支援】

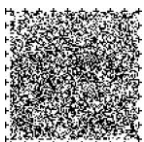
(単位：か所, 人)

区 分	H26. 4. 1		H27. 4. 1		H28. 4. 1		H29. 6. 1	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
児童発達支援	4	70	5	80	9	120	10	130
医療型児童発達支援	1	20	1	20	1	20	1	20
放課後等デイサービス	9	90	17	170	24	240	32	330
保育所等訪問支援	1	—	2	—	2	—	2	—
障害児相談支援	6	—	7	—	8	—	9	—

(6) 【地域生活支援事業】

(単位：か所)

区 分	事業所数			
	H26. 4. 1	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 6. 1
障害者相談支援事業	2	2	2	2
基幹相談支援センター事業	—	1	1	1
移動支援事業	21	19	18	15
地域活動支援センター	8	8	6	6
障害児等療育支援事業	1	1	1	1
福祉ホーム	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	4	4	4	4
日中一時支援事業	27	27	27	26



3 障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の概要

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

第5期函館市障がい福祉計画の策定にあたり、障がいのある方々の意向を把握し、今後の障がい福祉サービス等の見込み量推計の基礎資料とするため実施しました。

イ 調査対象者

函館市内に居住する方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証を交付されている方および特定疾患治療研究事業の給付を受けられている方を対象とし、障がい別に統計学上必要な標本数を算定し、それぞれ無作為に抽出しました。

ウ 調査方法

調査票は、郵送により配布し、調査票の記入は、本人、本人の家族、家族以外の介助者等としました。

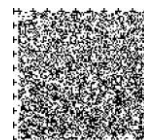
調査票は、プライバシー保護の観点から無記名とし、返信用封筒を同封のうえ、郵送により回収しました。

エ 調査実施期間等

基準日を平成29年6月1日とし、調査は平成29年6月12日から6月30日までの期間で実施しました。

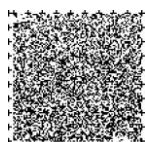
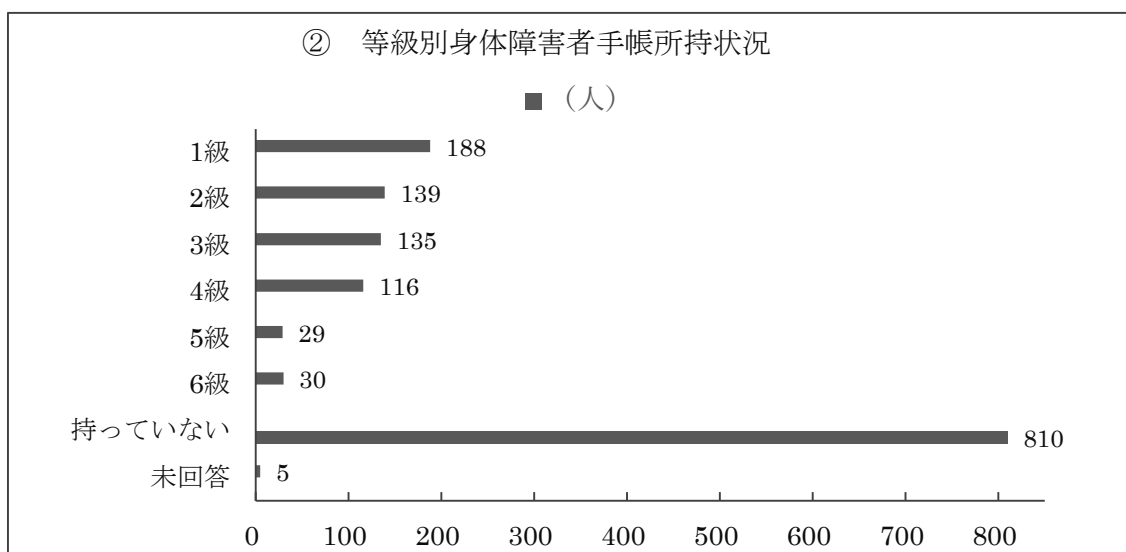
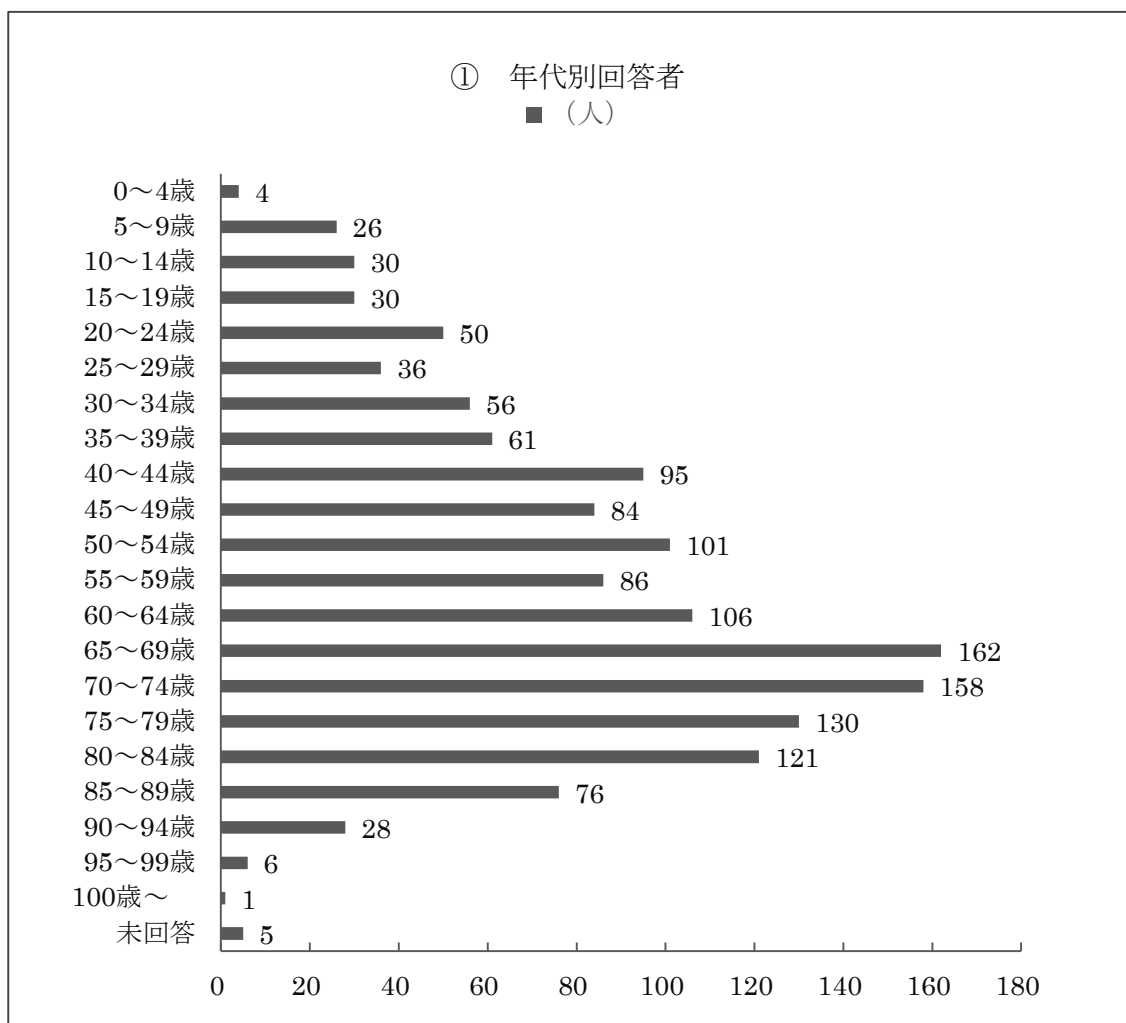
オ 回収結果

調査区分	対象者（人）	回答者（人）	回答率（％）
身体障がい者	801	448	55.9
知的障がい者	720	324	45.0
精神障がい者	735	324	44.1
難病患者	711	356	50.1
計	2,967	1,452	48.9

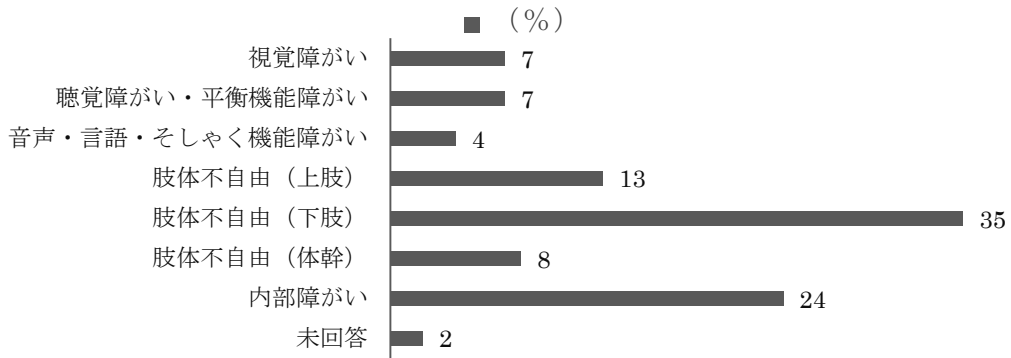


(2) 調査結果の概要

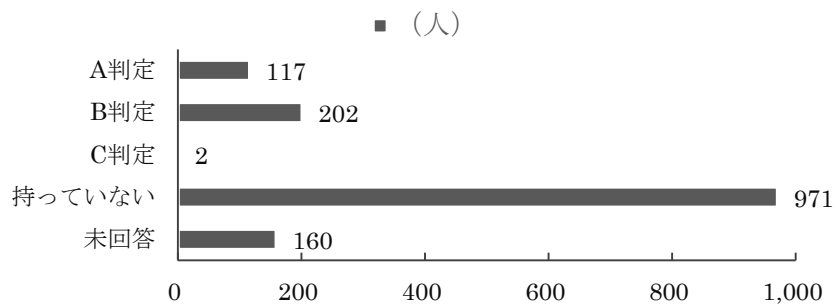
ア 回答者の属性



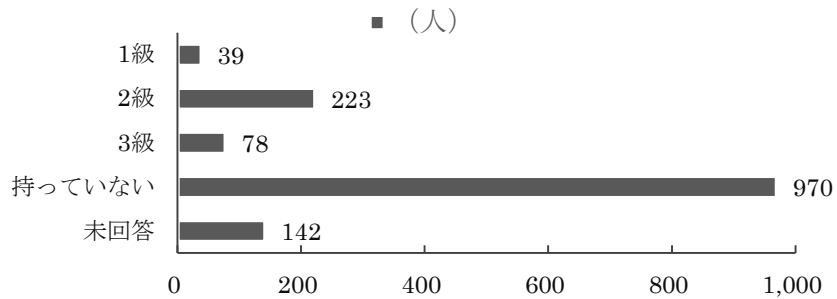
③ 障がい別身体障害者手帳所持状況



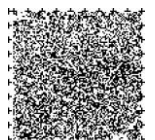
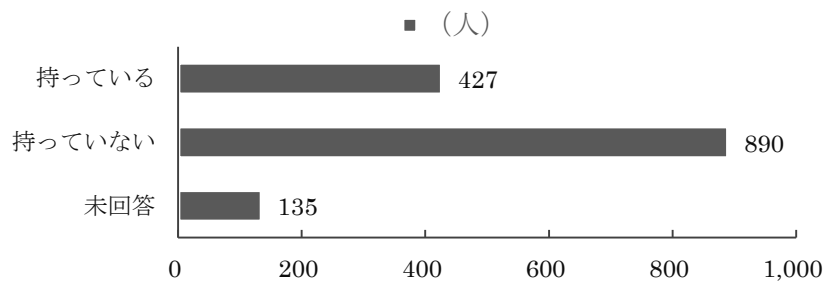
④ 判定別療育手帳所持状況



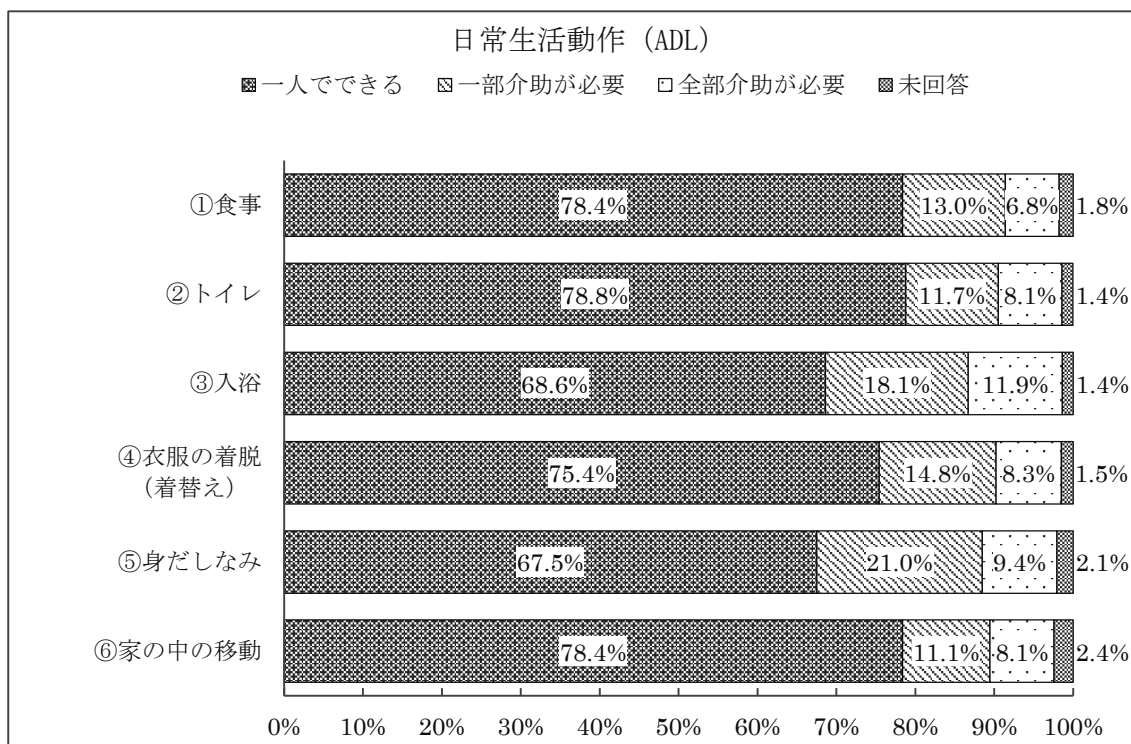
⑤ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持状況



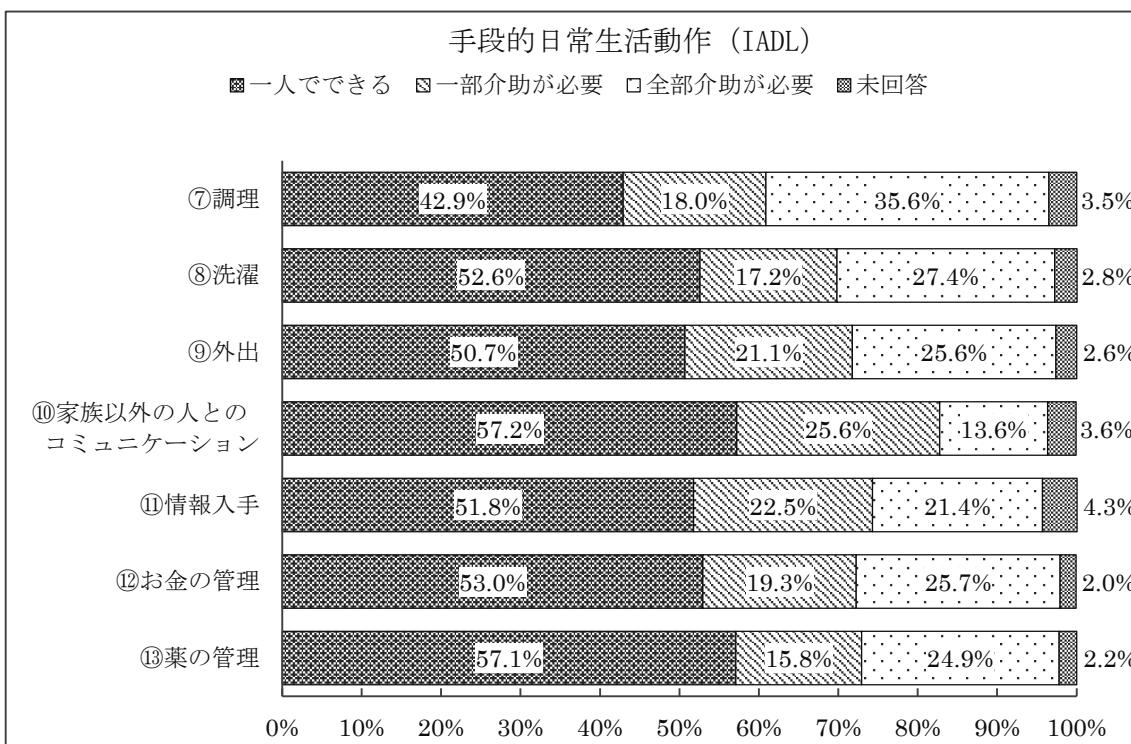
⑥ 特定医療費 (指定難病) 受給者証または特定疾患治療研究事業給付受給者証の有無



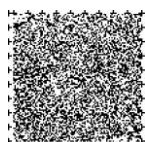
イ 日常生活動作（ADL）と手段的日常生活動作（IADL）



【日常生活動作（ADL）】 普段何気なくおこなっている生活するうえでの最低限の基本的動作のことを言います。

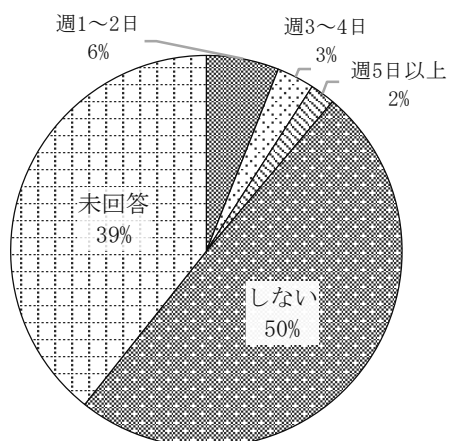


【手段的日常生活動作（IADL）】 ADLよりさらに自立するために必要な生活での動作のことを言います。

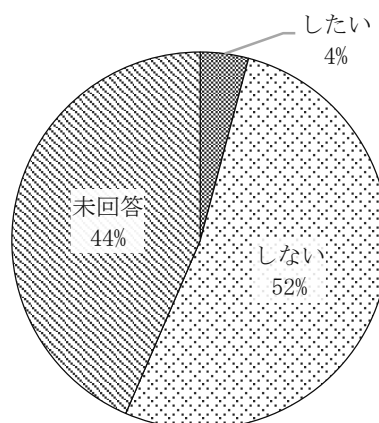


ウ 障がい福祉サービス等の利用希望

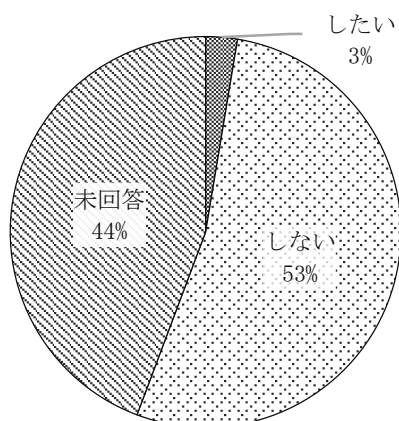
① 居宅介護（ホームヘルプ）



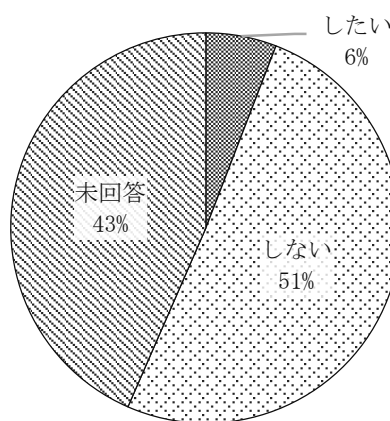
② 重度訪問介護



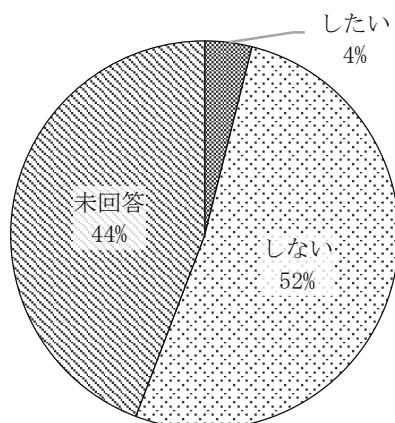
③ 同行援護



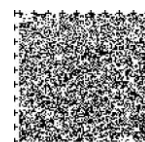
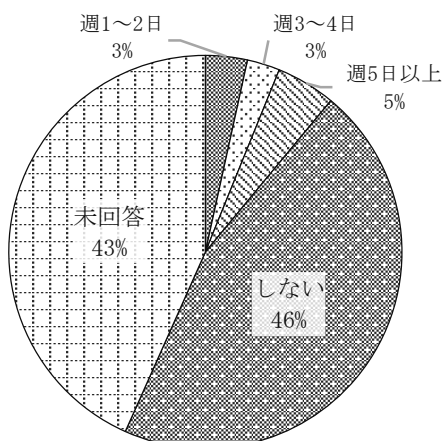
④ 行動援護



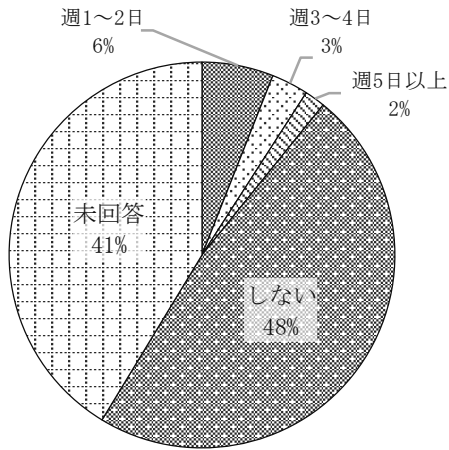
⑤ 重度障害者等包括支援



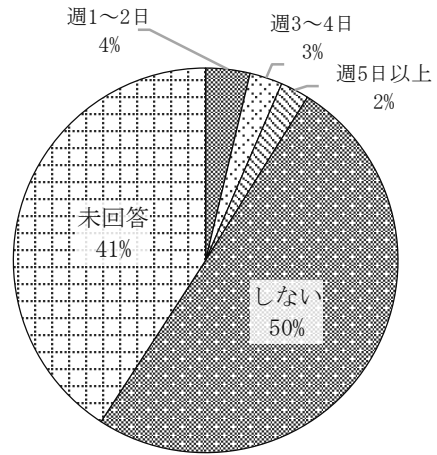
⑥ 生活介護



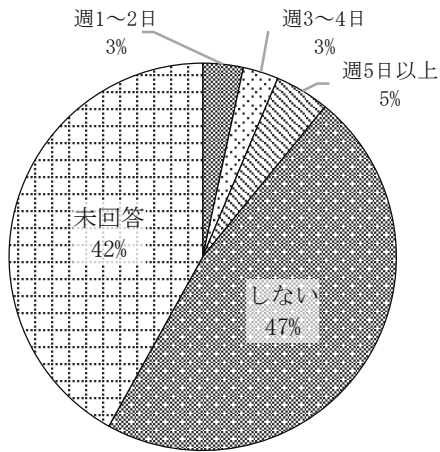
⑦ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）



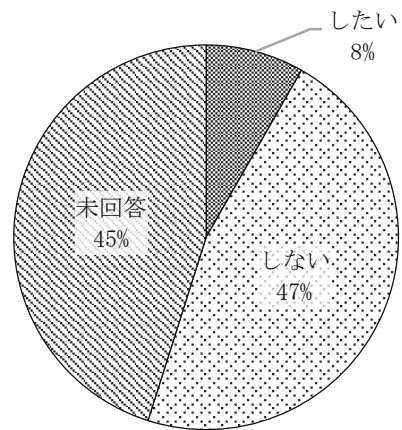
⑧ 就労移行支援



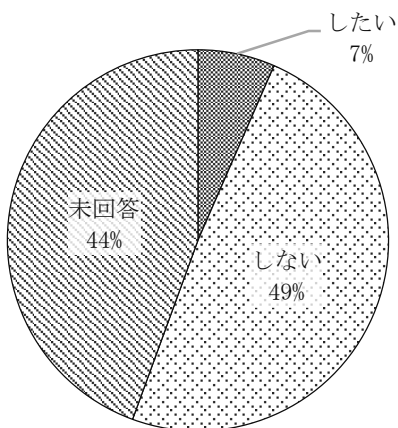
⑨ 就労継続支援（A型・B型）



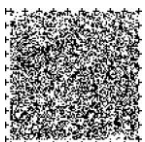
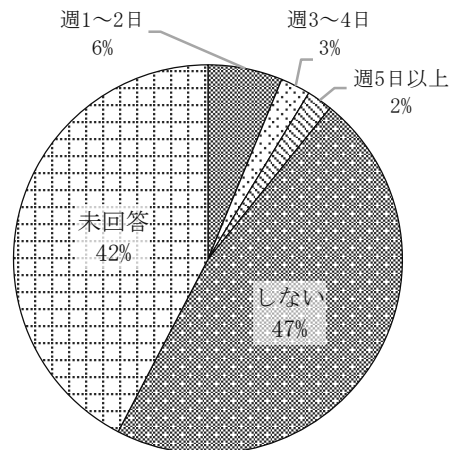
⑩ 就労定着支援



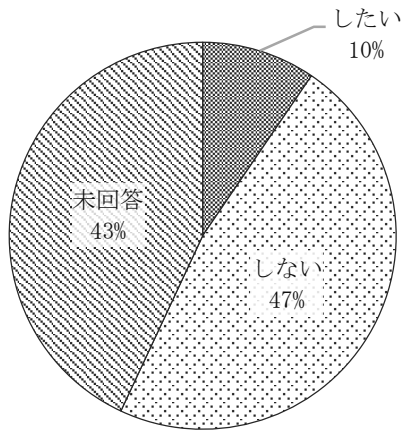
⑪ 療養介護



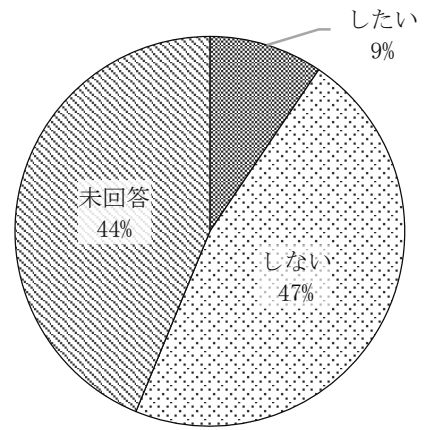
⑫ 短期入所（ショートステイ）



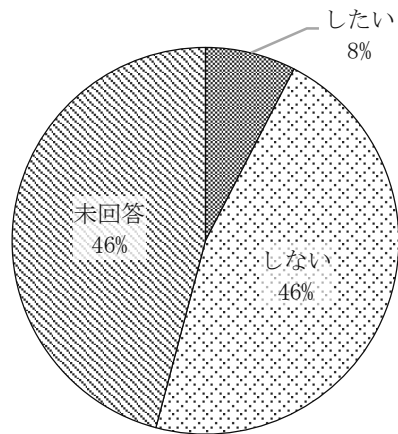
⑬ 共同生活援助（グループホーム）



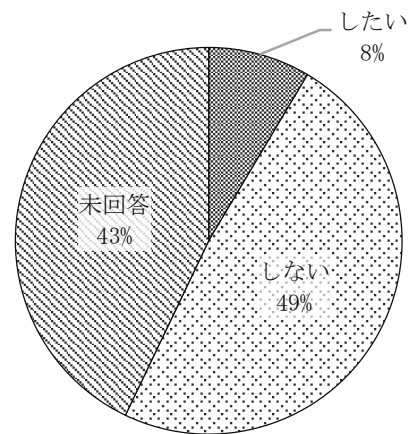
⑭ 施設入所支援



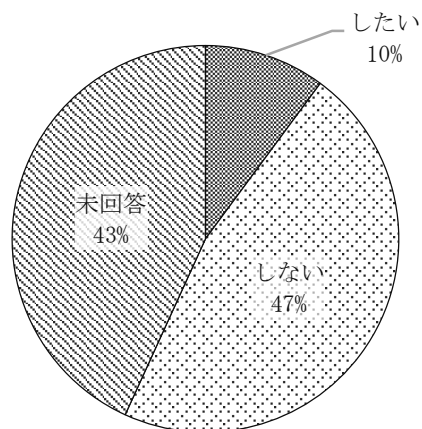
⑮ 自立生活援助



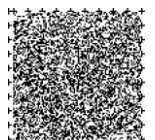
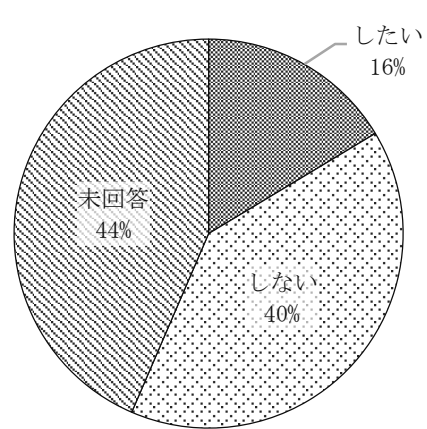
⑯ 地域移行支援



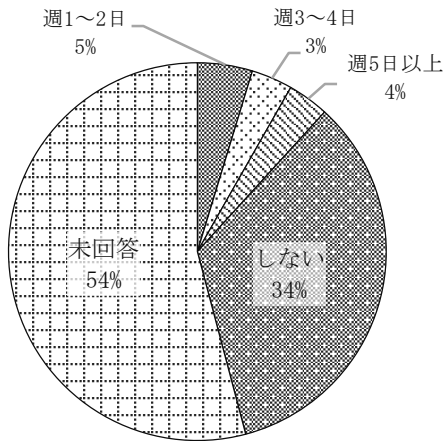
⑰ 地域定着支援



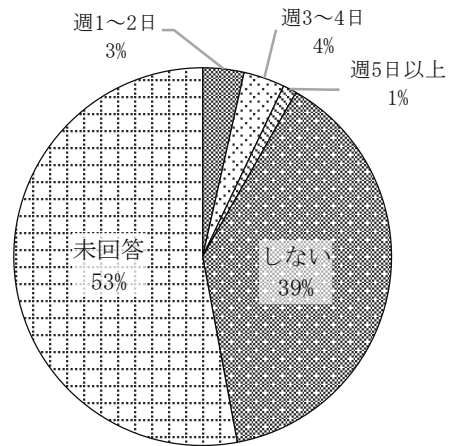
⑱ 計画相談支援



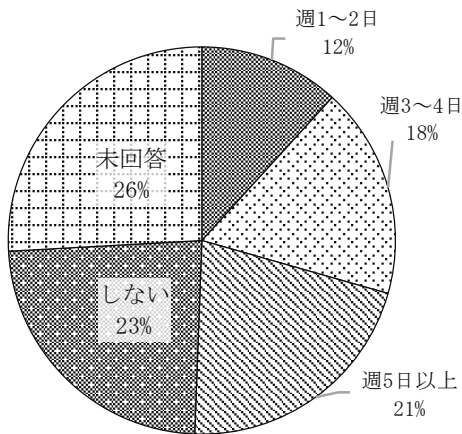
⑱ 児童発達支援



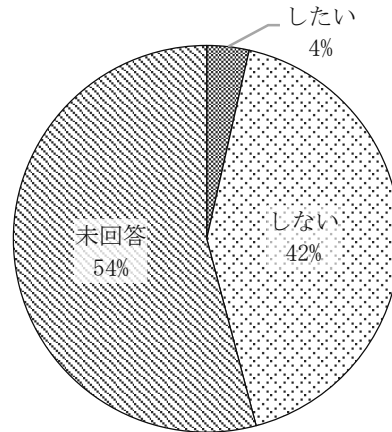
⑳ 医療型児童発達支援



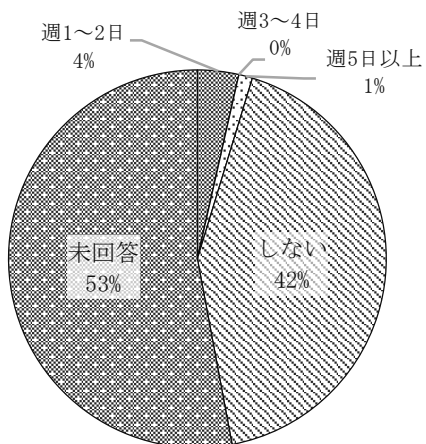
㉑ 放課後等デイサービス



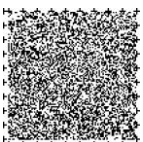
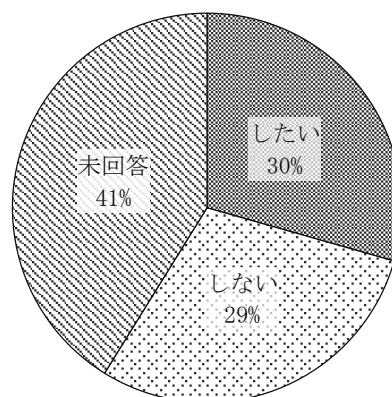
㉒ 保育所等訪問支援



㉓ 居宅訪問型児童発達支援



㉔ 障害児相談支援



エ 主な自由記載について

全 371 件の自由記載の中で「障がい者基本計画の施策の推進方向」の観点から、「ニーズ」としてとらえることができるもの 77 件を、10 のカテゴリーに分類し、障がい者等に対する理解促進を目的として、障がいのある人やその家族等が、現在、何に対して不満や不安を感じ、何を必要としているのかを知ってもらうことにつながると考えられるものの中から、19 件を抽出しました。

施策の充実（20 件）

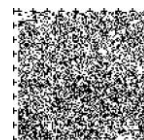
- ・ 子供の預け先がなく就職が出来ません。障がいのある子供や医療が必要な子供の親が安心して働き、生活の向上が図れるような取り組みを考えてほしいです。
- ・ 本が好き。ぼくにも探しやすい図書館がほしい。情報がいっぱいあるから楽しい場所。好きな図鑑や歴史の本などたくさん置いてください。作業が好きだから、みんなで集まってレゴ大会する会やアイロンビーズを作る会があったら楽しいな。作品も飾ってほしい。ぼくにもこんなことができるんだって知ってもらえるからね。
- ・ 医療的ケア児に対応できる放課後等デイサービスが増えるよう、市からも働きかけをお願いしたい。

手続きの簡素化（15 件）

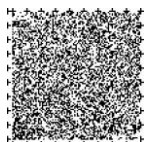
- ・ 障がい者および難病患者に対する各種支援サービス等に関し、更新手続き等の際の書類および添付書類等用意する事が大変な場合があるため、それらの手続きの簡素化や免除等できないものか検討をお願いしたく存じます。
- ・ 毎年の更新など、窓口への手続きが不便だと思う。せっかくマイナンバーがあるのだから、一つの窓口で介護、特定医療費、重度障がい者の手続きが済むと助かります。

普及啓発・理解促進（11 件）

- ・ 一般の方々の障がい者への対応・偏見の態度が見られるように思えます。健常者の方が自分がそんな立場になった時の事を考えて欲しいと思います。
- ・ 障がいのことを理解してくれる企業が少ない。
- ・ 障がい者は（または難病患者）交通機関を利用する時、いつも感じている事、周囲の目はすごく冷たい……。まだまだ障がい者に対して、差別や偏見が感じられます。自分より弱い人の事を考えられるようにもっと温かい目で見たい。
- ・ 難病患者にもっと理解を持った社会を作って頂きたい。特別扱いではなく、理解されたいのです。



物理的，制度的なバリア解消（10件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者サービスを利用するためのハードルが高い。短期入所なども個室など条件が合わず遠い施設しか利用できず，送迎の負担（事故の心配等）が大きいいため，利用をガマンしています。 ・ 障がい者用の駐車スペース等を勝手に使用している健常者に対する対策をして欲しい。
就労機会の保障（5件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいがあることを理由に就職を断られた経験があるので，障がいの有無に関係なく就労できるよう，対策をして欲しい。
将来への不安（5件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ お父さんとお母さんがいなくなったら，ぼくはどうしたらいいのか心配です。（代筆） ・ 両親とも後期高齢者になり，将来の事はとても不安です。集団の場での宿泊は皆に迷惑になると思えば，なんとしても自分達が動けるうちは面倒見ていこうと思っています。常に息子の事を考え悩み不眠に苦しんでいる親です。
制度の公平性（4件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 函館市，北海道の自閉症や軽度の発達障がいの判定の認識が甘い，遅れている。全国共通の判定がなされていないのは不公平！としか言いようなし。 ・ 精神障がいなのですが，自立支援のための施設が遠すぎるので，行きたいと思ってもマップを見ると行く気がなくなる。
合理的配慮の提供（3件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の企業で働くための，周囲の配慮がもっと必要だと思う。外見ではわからない障がいもたくさんある。ほんの少しの助けがあれば，働くことが出来ると思う。
QOLの向上（2件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行やドライブ等に行きたいが，一人では無理です。家族もなかなか連れて行くことが難しいです。
制度の周知の充実（2件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの利用内容など個人で調べないと分からない。情報が少ないと感じる。



第3 第4期計画における取組状況

第4期計画において、サービス見込み量確保のため重点的に取り組むこととした6事項についての取組状況は、次のとおりです。

1 相談支援体制の充実と強化

基幹相談支援センターを中心に、10か所の相談支援事業所において、それぞれに配置された相談支援専門員による、サービス等利用計画等の作成や、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題に対応しています。

また、基幹相談支援センターでは、社会福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援事業者を訪問しての指導・助言の実施、研修会の開催など、人材育成等の支援を行っています。

函館地域障害者自立支援協議会においては、地域における課題等を関係機関との連携を図りながら検討し、障がいのある人やその家族に対する支援を行っています。

さらに、障害者相談員など地域において相談支援に携わる人に対しても、研修会や講座の開催などによりスキルアップを図っています。

2 障がいのある人の地域生活への移行の促進

基幹相談支援センターを含め、4か所の事業所で地域移行に向けた普及啓発や、地域移行を希望する人に対する新しい生活の準備等の支援、地域生活の継続をめざす「見守り」などの支援を行い、地域移行、地域定着の促進を図っています。

また、地域生活での主な受け入れ先として、共同生活援助（グループホーム）が27か所（定員205人）整備されており、日常生活上必要な支援等を行っています。

3 地域社会の支え合い

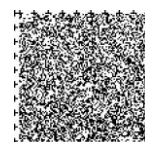
函館市地域福祉計画に基づき、行政はもとより、市民、ボランティア、関係団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携して、ともに支え合う意識の醸成を図るとともに、障がいのある人もない人もともに生活し、活動できる社会をめざし、ノーマライゼーション推進事業などを実施しています。

また、福祉避難所の整備や、避難行動要支援者名簿の作成を行い、災害時に配慮が必要な人に対する対応の強化を図っています。

4 障がいのある人の就労の推進

函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センターなどと連携し、事業主への障がい者雇用の啓発や障がい者雇用促進フェアの開催により、一般就労の拡大を図っています。

また、受注機会の拡大のため、ふらっと Daimon での雑貨ショップやカフェの設置、授産製品の展示会でのPR等を行い、工賃向上の促進を図っています。



5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障害児通所支援等のサービスは、利用ニーズの増加により、現在、54事業所（定員480人）で実施しており、第4期計画策定時から倍以上の増加となっています。

また、適正なサービスの提供や質の向上を図るため、北海道と共同で実地指導を行い、各事業所に対し助言や指導を行っています。

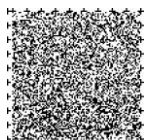
はこだて療育・自立支援センターでは、児童発達支援に加え、児童発達支援センターとしての機能である障害児相談支援および保育所等訪問支援を実施するなど、療育体制の強化を図り、地域の中核的な療育支援の機能を有する施設としての役割を担っています。

6 権利擁護の推進

函館市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する業務を専門的・一元的に行うとともに、市民後見・法人後見の支援を行っています。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、国や道および関係機関・団体などと連携し、研修会や講演会を開催するなどの普及啓発活動を行っています。

さらに、虐待防止として、市に設置した障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する通報・届出の受理、相談・助言・指導等や広報・啓発活動を行っているほか、要援護高齢者・障がい者対策地域協議会を開催し、情報交換を行っています。



第4 計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスおよび障害児通所支援の提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

2 計画の基本的な方向

障がい者基本計画では、障がいのある人に対する施策の基本的な方向として、基本的人権の尊重を根底に置き、「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」の3つを掲げています。

障がい福祉計画では、この基本的な方向を踏まえ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、次の5つを基本的な方向と定め施策の推進を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

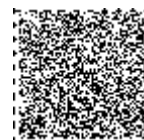
共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいの種別や程度にかかわらず、必要な支援を受けながら、自らの意思で住みたい場所を選び、自立し社会参加することができるよう、相談支援体制をはじめ、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

(2) 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない制度の一元化のもとで、障がい福祉サービス等の実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービス等の充実に努めます。

(3) 包括的な支援体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。



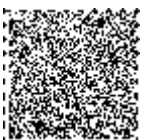
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、および専門的な支援を要する人や子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築をめざします。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその保護者が、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた、質の高い専門的な支援を受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障害児通所支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



第5 第5期計画における重点的な取組

第4期計画における取組状況と計画推進のための基本的事項を踏まえ、第5期計画においては、以下の事項について重点的に取り組めます。

1 相談支援体制の充実と強化

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、必要なサービスが利用できるよう、以下の点について取組を進めます。

- ・ 身近な存在である障害者相談員の活用の促進と活動の充実
- ・ 相談支援事業者における相談支援専門員の配置の充実
- ・ 基幹相談支援センターを中心とした、各相談支援事業所による、「親亡き後」など、将来についての不安解消を含めた相談支援体制の強化
- ・ 自立支援協議会を中心とし、市、相談支援事業者、サービス提供事業者、当事者および家族等の連携による相談体制の強化
- ・ 研修会や講座の開催等による、相談支援に携わる人材の育成とスキルの向上

2 障がいのある人の地域生活への移行の促進

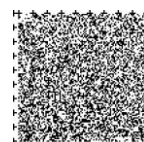
福祉施設に入所している人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、以下の点について取組を進めます。

- ・ 基幹相談支援センターを中心として、施設および相談支援事業所等と連携した障がい福祉サービス等の周知と地域移行、地域定着の促進
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大について各種補助制度の周知を図るなど、事業者への積極的な働きかけ
- ・ 差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進

3 地域社会の支え合い

地域生活に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう、以下の点について取組を進めます。

- ・ ノーマライゼーション推進事業の充実による、障がいに対する理解の普及および啓発
- ・ 国や自治体間での連携を進めるとともに、行政だけでは十分に対応できないサービスを町会、関係団体等の地域で支え合い、補完できるような環境づくり
- ・ 国や自治体をはじめ、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが相互に連携しながら施策を展開していく意識の醸成
- ・ 避難行動要支援者名簿を基に、災害などの緊急に避難が必要な時に手助けが必要な人に対し、地域で協力・連携して支援を行う仕組みづくりの推進
- ・ 災害時に配慮が必要な障がい者等のための福祉避難所等の充実



4 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら、以下の点について取組を進めます。

- ・ 函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センターなどとの連携の強化による一般就労の拡大
- ・ 就労移行支援や就労継続支援の事業所の拡大についての関係機関との協議
- ・ 農福連携など、さまざまな分野との連携による働く場の創出と社会参加および生きがいづくりの促進
- ・ 授産製品の受注機会の拡大等による工賃向上の促進

5 障がいのある子どもに対する支援の強化

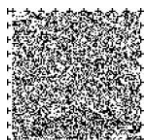
障がいのある子どもおよびその保護者を支援するため、以下の点について取組を進めます。

- ・ 保健・医療・福祉・教育など関係機関相互の連携による障がいのある子どもの早期発見、早期支援体制の整備および各種サービスの量的拡大と質の確保
- ・ ライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築
- ・ 子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受け入れ体制の整備
- ・ はこだて療育・自立支援センターにおける地域の中核的な支援施設としての障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化
- ・ 通常の学級や特別支援学級、通級指導教室において適切な指導・支援を行う特別支援教育と関連機関との連携による、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援の促進

6 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と利益を擁護するため、以下の点について取組を進めます。

- ・ 障がいを理由とする差別の解消や障がいの特性に応じた必要な配慮などに関する普及・啓発
- ・ 虐待の未然防止や早期発見、適切な支援などにつなげるための、地域における関係機関等の協力体制の整備および支援体制の強化
- ・ 函館市成年後見センターによる成年後見制度の利用促進や、市民後見、法人後見の支援の推進
- ・ 障がい福祉サービス等の事業所の職員に対し、権利擁護の視点も含めた研修の充実や、過重な労働負担にならないための処遇改善等による職場環境の改善の促進



第6 平成32年度の成果目標と第4期計画の進捗状況

計画の策定にあたり、国から示された、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、第4期計画までの進捗状況や障がい福祉サービスの利用状況と利用意向調査の結果等から地域の実情を踏まえ、平成32年度を目標年度とする数値目標を設定しました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者数

平成28年度末時点における福祉施設の入所者数は、561人です。

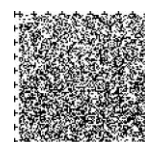
本市では、国が示した値（地域生活移行者9%以上）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約5.7%、32人が地域生活へ移行することを目標とします。

■ 地域生活移行者数

区 分	数 値	備 考
基準日の全入所者数 A	561人	平成28年度末の施設入所者数
【平成32年度末目標値】 地域生活移行者数 B	32人 5.7%	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数 (割合は、 $B \div A$)

< 第4期計画における進捗状況 >

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度		
				見込	累計	目標値
移 行 者 数	2人	3人	4人	3人	12人	55人
4期基準日入所者数 569人との比率	0.4%	0.5%	0.7%	0.5%	2.1%	9.7%
全 国 比 率	1.7%	1.6%	1.8%	1.9%	7.0%	12.0%



(2) 減少見込入所者数

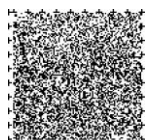
本市では、国が示した値（入所者数の減少：2%）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約2%、11人の入所者数を減少させることを目標とします。

■減少見込入所者数

区 分	数 値	備 考
基準日の全入所者数 A	561人	平成28年度末の施設入所者数
【平成32年度末目標値】 減少見込入所者数 B	▲11人/550人 2.0%	上記のうち平成32年度末時点の施設入所者数の見込みおよび減少見込み（割合は、 $B \div A$ ）

<第4期計画における進捗状況>

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	
				見込	目標値
各年度末現在の 全施設入所者数	567人	565人	561人	558人	545人
4期基準日入所者数 569人からの減少数	2人	4人	8人	11人	24人
比 率	0.4%	0.7%	1.4%	2.0%	4.2%
全 国 比 率	0.02%	0.6%	0.8%	1.1%	4.0%



2 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数

平成28年度中に福祉施設を退所して一般就労した人は43人です。

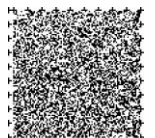
本市では、国が示した値（平成32年度の年間就労移行者数が平成28年度実績の1.5倍）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、平成32年度中に平成28年度実績の約1.5倍の65人が、一般就労へ移行することを目標とします。

■一般就労移行者数

区 分	数 値	備 考
平成28年度の 年間一般就労移行者数 A	43人	北海道調査における 函館市の一般就労移行者数
【平成32年度目標値】 目標年度の年間一般就労 移行者数 B	65人	平成32年度において福祉施設を 退所し一般就労する者の数
倍 率 B÷A	1.5倍	

<第4期計画における進捗状況>

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
					見込	目標値
年間一般就労移行者数	15人	36人	31人	43人	48人	43人
4期基準年度実績18人 との倍率	0.8倍	2.0倍	1.7倍	2.4倍	2.7倍	2.4倍
全 国 の 倍 率	1.2倍	1.4倍	1.7倍	1.9倍	2.2倍	2.0倍



(2) 就労移行支援事業利用者数

平成28年度末において、就労移行支援事業を利用している人は62人です。

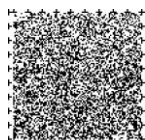
国が示した値（平成32年度末の利用者数が平成28年度末の2割以上増加）を基本とし、本市の実情を踏まえ、平成28年度末の利用者数から約6.6割増加の103人が利用することを目標とします。

■ 就労移行支援事業利用者数（月あたり）

区 分	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数 A	62人	平成28年度末の就労移行事業所の利用者数
【平成32年度目標値】 目標年度の就労移行支援事業所利用者数 B	103人	平成32年度末の就労移行事業所の利用者数
倍 率 B÷A	1.66倍	

< 第4期計画における進捗状況 >

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	
				見込	目標値
就労移行支援事業利用者数	70人	87人	62人	83人	87人
4期基準年度実績63人との倍率	1.1倍	1.4倍	1.0倍	1.3倍	1.4倍
全 国 の 倍 率	1.1倍	1.1倍	1.2倍	1.2倍	1.6倍



(3) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数

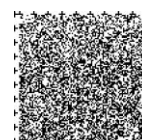
平成28年度では，移行率が 3 割以上の事業所は 7 か所のうち 2 か所でしたが，国が示した値（就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上）を基本とし，本市の実情を踏まえ，平成32年度中に移行率 3 割以上の事業所を全体の約 4 割にあたる 3 か所とすることを目標とします。

■ 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数

区 分	数 値	備 考
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所	市内 7 事業所 の約 4 割	平成32年度末の函館市内における 就労移行事業所の約 4 割以上が 就労移行率 3 割以上となる
	3 事業所	

< 第 4 期計画における進捗状況 >

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	
				見込	目標値
就労移行支援事業所数	6か所	6か所	7か所	7か所	6か所
就労移行率3割 以上の事業所数	1か所	2か所	2か所	2か所	3か所
比 率	16.7%	33.3%	28.6%	28.6%	50.0%
全 国 比 率	33.1%	37.6%	40.0%	42.4%	50.0%



(4) 就労定着支援による職場定着率

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加するものと考えられることから、障がい者の就労定着を推進するため、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを目標とします。

(参考) 障害者就業・生活支援センター 就職者の職場定着率

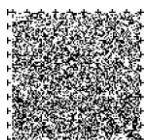
区 分		26年度	27年度	28年度	平 均
6か月後定着率	全 国	83.9%	84.4%	集計中	84.2%
	道 南	82.5%	81.0%	86.0%	83.2%
1年後定着率	全 国	75.5%	76.5%	集計中	76.0%
	道 南	80.0%	76.2%	78.0%	78.1%

3 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本市では、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすため、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

4 地域生活支援拠点等の整備

障がい児・者の重度化や高齢化、「親亡き後」に備えるとともに、障がい児・者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域生活で生じる障がい児・者やその家族の緊急事態に対応するため、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を整備します。



5 障がい児支援の提供体制の整備

- (1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援に加え保育所等訪問支援などの地域支援を行う，児童発達支援の中核的な施設となる児童発達支援センターは，現在2か所設置されており，それぞれの児童発達支援センターにおいて，保育所等訪問支援を利用できる体制にあります。

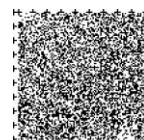
本市においては，現在の体制を維持するとともに，さらなる重層的な地域支援体制の強化をめざします。

- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように，主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所について，平成32年度末までの確保をめざし関係機関との協議を進めます。

- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように，平成32年度末までに保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。



第7 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み

第4期計画におけるサービス量の実績と、第5期計画における見込みは以下のとおりです。

- ※ 「月あたり」の実績および見込みは、各年度末（3月）の実績および見込みを記載しています。
平成29年度の実績につきましては、6月の実績を記載しています。
- ※ 「年あたり」の実績および見込みは、各年度における年間の実績および見込みを記載しています。
平成29年度の実績につきましては見込みの数値を記載しています。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

- ・ **居宅介護（ホームヘルプ）**

障がいのある人の居宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

- ・ **重度訪問介護**

重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。

- ・ **同行援護**

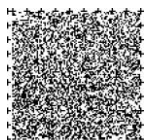
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な視覚的情報を提供するとともに、移動の援護や排せつ、食事等の介護などを行います。

- ・ **行動援護**

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するための必要な支援および外出時の支援などを行います。

- ・ **重度障害者等包括支援**

意思の疎通を図ることが困難で、常に介護を要し、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護や通所などの複数のサービスを包括的に提供します。

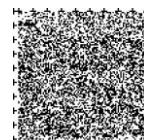


<実績（月あたり）>

区 分		単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量		時間		5,410	5,811	6,251
実 績		時間	5,157	5,369	5,634	6,002
居宅介護	見込	時間		4,013	4,290	4,586
	実績	時間	3,781	3,898	3,778	3,956
重度訪問介護	見込	時間		642	642	642
	実績	時間	662	690	1,061	1,174
同行援護	見込	時間		750	874	1,018
	実績	時間	710	742	750	835
行動援護	見込	時間		5	5	5
	実績	時間	4	39	45	37
重度障害者等包括支援	見込	時間		0	0	0
	実績	時間	0	0	0	0
差 引 き		時間		-41	-177	-249

区 分		単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量		人		385	418	454
実 績		人	361	383	393	409
居宅介護	見込	人		311	333	356
	実績	人	292	309	309	324
重度訪問介護	見込	人		5	5	5
	実績	人	4	5	6	6
同行援護	見込	人		68	79	92
	実績	人	64	66	73	74
行動援護	見込	人		1	1	1
	実績	人	1	3	5	5
重度障害者等包括支援	見込	人		0	0	0
	実績	人	0	0	0	0
差 引 き		人		-2	-25	-45

実 績		人	361	383	393	409
身 体		人	236	235	239	249
知 的		人	37	35	40	40
児		人	10	10	9	10
精 神		人	78	103	105	110



訪問系サービスについては、全般的に毎年増加しています。
 重度訪問介護は、平成 28 年度から利用時間が増加しています。
 行動援護は、平成 27 年度から利用時間が増加しています。
 重度障害者等包括支援の利用はありません。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度
第 5 期見込量	時間	6,644	6,918	7,483
居宅介護	時間	4,438	4,613	4,800
重度訪問介護	時間	1,304	1,352	1,676
同行援護	時間	852	895	940
行動援護	時間	50	58	67
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0

第 5 期見込量	人	446	466	487
居宅介護	人	355	369	384
重度訪問介護	人	7	8	9
同行援護	人	78	82	86
行動援護	人	6	7	8
重度障害者等包括支援	人	0	0	0

・ 利用人数について

居宅介護は、過去の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案して見込みました。

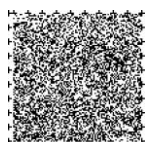
重度訪問介護および行動援護は、過去の状況から毎年一人ずつの増加を見込みました。

同行援護は、過去の伸び率を乗じて見込みました。

重度障害者等包括支援については、過去に実績がないため、今後も同様と見込みました。

・ 利用時間について

平成 26 年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度	
第4期見込量	人		1,084	1,191	1,309	
	日		21,021	23,102	25,389	
実 績	人	913	918	934	944	
	日	19,241	19,281	19,917	19,469	
身 体	人	304	304	296	301	
	知 的	人	605	609	625	632
	精 神	人	4	5	13	11
差 引 き	人		-166	-257	-365	
	日		-1,740	-3,185	-5,920	

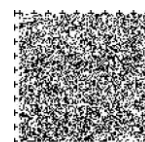
生活介護の利用は毎年少しずつ増えています。平成28年度から知的障がい者および精神障がい者の利用が増えています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	1,038	1,048	1,059
	日	21,795	22,013	22,233

利用人数は、過去の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案し、新規予定事業所の定員を加えて見込みました。

利用日数は、平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



イ 自立訓練（機能訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

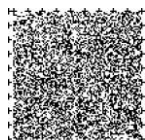
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		4	4	4
	日		17	17	17
実 績	人	3	2	1	1
	日	13	7	4	3
	身 体	3	2	1	1
	知 的	0	0	0	0
	精 神	0	0	0	0
差 引 き	人		-2	-3	-3
	日		-10	-13	-14

市内には、事業所は1か所のみであり、定員は10名ですが、全国からの利用に対応しているため、市内の利用者は増えていません。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	4	4	4
	日	17	17	17

事業所の拡充が予定されていないことから、今後も、同程度の利用を見込むこととします。



ウ 自立訓練（生活訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度	
第4期見込量	人		33	35	37	
	日		589	665	703	
実 績	人	48	68	43	46	
	日	1,037	1,553	925	904	
身 体	人	2	3	2	0	
	知 的	人	20	19	8	13
	精 神	人	26	46	33	33
差 引 き	人		35	8	9	
	日		964	260	201	

平成27年度に宿泊型も併せた事業所が2か所新設しましたが平成28年度中に廃止となったため平成27年度の利用が極端に増えていますが、その他の年度は横ばいの状況です。

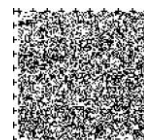
<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	49	49	49
	日	1,025	1,025	1,025

利用人数は、平成27年度を除く過去の3年間の平均人数にニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案して見込みました。

また、利用人数の推移は平成27年度を除くと、ほぼ変化がないことから、3年間同数で見込みました。

利用日数は、平成27年度を除く平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



エ 就労移行支援

企業への就労を希望する人に、一定期間、生産活動などの機会を提供し、就労に要する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		74	80	87
	日		1,339	1,448	1,575
実 績	人	70	87	62	83
	日	1,212	1,419	1,061	1,304
身体	人	15	17	10	12
知的	人	20	18	20	24
精神	人	35	51	31	46
難病	人	0	1	1	1
差 引 き	人		13	-18	-4
	日		80	-387	-271

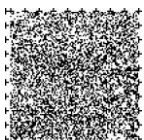
事業所の新設や他のサービスへの転換があり、各年度において利用状況に変動があります。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	85	94	103
	日	1,419	1,560	1,717

利用人数は、過去の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案して見込みました。

利用日数は、平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んで働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		88	91	94
	日		1,709	1,765	1,824
実 績	人	66	80	96	94
	日	1,253	1,660	1,863	1,806
身体	人	16	24	22	24
知的	人	23	30	33	34
精神	人	27	26	40	35
難病	人	0	0	1	1
差 引 き	人		-8	5	0
	日		-49	98	-18

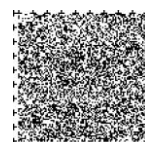
平成27年度に利用者数および利用日数が増加しており、その後は、横ばいの状況です。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	193	226	263
	日	3,773	4,420	5,151

利用人数は、過去の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案し、新規予定事業所の定員を加えて見込みました。

利用日数は、平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では、雇用契約は結びません。

<実績（月あたり）>

区 分	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第4期見込量	人		585	653	729
	日		10,298	11,493	12,826
実 績	人	510	559	649	649
	日	9,025	9,871	11,728	11,533
身 体	人	86	89	92	91
	知 的	299	302	329	336
	精 神	125	167	227	222
	難 病	0	1	1	0
差 引 き	人		-26	-4	-80
	日		-427	235	-1,293

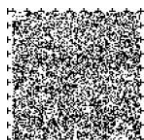
新規開設や他のサービスからの移行により事業所も増え、利用者数および利用日数ともに、増加傾向にあります。

<見込み（月あたり）>

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	784	875	973
	日	13,955	15,567	17,324

利用人数は、過去の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案し、新規予定事業所の定員を加えて見込みました。

利用日数は、平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



キ 就労定着支援

平成30年度から開始されるサービスで、就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等による必要な連絡調整や指導・助言を行います。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	5	6	7

成果目標の一般就労移行者数を基本に、障害者就業・生活支援センター就職者の職場定着率を勘案して見込みました。

ク 療養介護

医療と常時介護が必要な人に、昼間、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、医学的管理下での介護および日常生活の世話をを行います。

<実績（月あたり）>

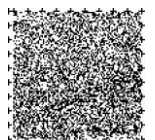
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		55	55	55
実 績	人	54	54	53	51
差 引 き	人		-1	-2	-4

市内には事業所はなく、利用者が固定化しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	55	55	55

今後も、これまでと同人数の利用を見込みます。



ケ 短期入所（福祉型，医療型）

居宅で障がいのある人を介護する人が病気の場合などに，障がいのある人を障害者支援施設などに短期間入所させ，入浴，排せつ，食事の介護などを行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		34	38	43
	日		285	317	353
実 績	人	27	29	41	44
	日	238	251	256	352
身 体	人	8	6	10	8
知 的	人	13	14	24	28
児	人	4	9	6	6
精 神	人	2	0	1	2
差 引 き	人		-5	3	1
	日		-34	-61	-1

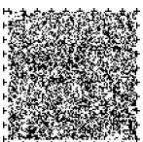
介助者の体調不良時や休息のためのサービスであり，利用状況は一定の傾向を示してはいません。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	45	46	47
	日	362	370	377

利用人数は，平成28年度と平成29年度の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案して見込みました。

利用日数は，平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



(3) 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、おもに夜間、相談や入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

<実績（月あたり）>

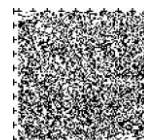
区 分	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第4期見込量	人		296	332	373
実 績	人	264	289	311	314
身 体	人	38	41	38	39
知 的	人	178	181	205	209
精 神	人	48	67	68	66
差 引 き	人		-7	-21	-59

施設退所者や病院を退院した人の生活の場として、利用実績が毎年増加しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	385	411	436

利用人数は、過去の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案し、新規予定事業所の定員を加えて見込みました。



イ 施設入所支援

施設に入所している人に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第4期見込量	人		568	557	545
実 績	人	567	565	561	558
身体	人	191	188	179	178
知的	人	376	377	382	380
精神	人	0	0	0	0
差 引 き	人		-3	4	13

施設入所者の地域移行を進めるため、様々な施策を実施しており、利用者数は減少傾向にあります。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	555	552	550

平成32年度の成果目標として、平成28年度末の入所者数561人から、2%の11人が減少すると見込みました。

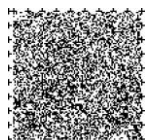
ウ 自立生活援助

平成30年度から開始されるサービスで、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	4	5	6

地域移行を進める上で重要なサービスであることから、地域定着支援と同数を見込みました。



2 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

<実績（月あたり）>

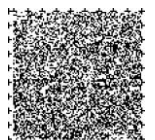
区 分	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第4期見込量	人		330	333	338
実 績	人	148	276	371	204
身 体	人	60	82	110	68
知 的	人	85	170	238	105
精 神	人	3	22	22	31
難 病	人	0	2	1	0
差 引 き	人		-54	38	-134

平成27年度から、障がい福祉サービスを利用するにあたり、サービス等利用計画の作成が必要になったこと、また、これに合わせ相談支援事業所数が増加したことにより、実績は増加しましたが、平成29年度は、減少しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	415	432	449

過去の障がい者の増加数および、新規事業所での計画作成数を勘案して見込みました。



(2) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院を退所または退院する予定のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備等の入居支援や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<実績（月あたり）>

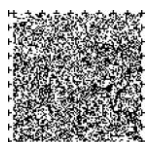
区 分	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第4期見込量	人		8	9	10
実 績	人	0	0	0	0
身 体	人	0	0	0	0
知 的	人	0	0	0	0
精 神	人	0	0	0	0
差 引 き	人		-8	-9	-10

平成28年5月から7月に1名の利用がありましたが、その他の利用はありません。

<見込み（月あたり）>

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	8	9	10

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点等の整備が進むこととあわせて、今後利用が増加するものと見込まれるため、前計画と同数で見込みました。



(3) 地域定着支援

地域移行後に独居など地域生活が不安定な人に対し、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等に支援を行います。

<実績（月あたり）>

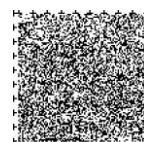
区 分	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第4期見込量	人		4	5	6
実 績	人	1	2	0	0
身 体	人	0	0	0	0
知 的	人	1	1	0	0
精 神	人	0	1	0	0
差 引 き	人		-2	-5	-6

利用状況は少ないですが、数名の利用がありました。

<見込み（月あたり）>

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	4	5	6

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点等の整備が進むこととあわせて、今後利用が増加するものと見込まれるため、前計画と同数で見込みました。



3 障がい児支援

(1) 障害児通所支援

ア 児童発達支援

成長や発達に不安や遅れのある就学前の子どもを対象に，日常生活における基本的な動作や，知識技能の習得，集団生活への適応を目的とした訓練等を行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		137	150	164
	日		1,614	1,765	1,931
実 績	人	121	154	165	148
	日	1,401	1,814	1,923	1,934
差 引 き	人		17	15	-16
	日		200	158	3

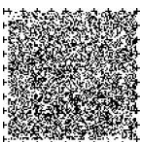
平成29年度の利用人数を除いて，利用人数，利用日数共に毎年増加しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	192	207	224
	日	2,243	2,423	2,617

利用人数は，過去の伸び率とニーズが高かったアンケート調査での利用希望率を勘案し，新規予定事業所の定員を加えて見込みました。

利用日数は，平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



イ 医療型児童発達支援

運動発達の遅れや肢体に障がいがある就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作や、知識技能の習得、集団生活への適応を目的とした訓練等および治療を行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単 位	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第4期見込量	人		23	24	25
	日		143	146	149
実 績	人	29	24	15	8
	日	170	143	163	56
差 引 き	人		1	-9	-17
	日		0	17	-93

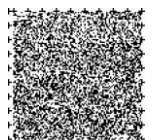
利用人数は減少傾向にあります。

<見込み（月あたり）>

区 分	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
第5期見込量	人	20	20	20
	日	148	148	148

利用人数は、市内唯一の事業所「はこだて療育・自立支援センターはぐみ」の定員数で見込みました。

利用日数は、平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



ウ 放課後等デイサービス

学校に通学している障がいや発達に遅れのある子どもを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、日常生活に必要な訓練や指導などの療育を行うことにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		180	199	218
	日		1,680	1,857	2,035
実 績	人	159	244	318	368
	日	1,752	3,239	4,475	4,551
差 引 き	人		64	119	150
	日		1,559	2,618	2,516

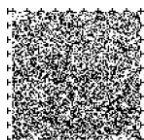
ニーズが高く、利用は大幅に増加しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	438	498	548
	日	5,554	6,315	6,949

利用人数は、平成28年度から平成29年度にかけての増加人数に、新規予定事業所の定員を加えて見込みました。

利用日数は、平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



エ 保育所等訪問支援

障がいや発達に遅れのある子どもが通う保育園等を障がい児施設で指導経験のある保育士等が訪問し、集団生活へ適応するための支援や、訪問先施設のスタッフに対する支援方法の助言等を行います。

<実績（月あたり）>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		1	2	3
	日		2	4	6
実 績	人	6	8	14	10
	日	8	9	18	11
差 引 き	人		7	12	7
	日		7	14	5

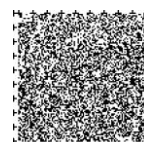
事業内容の周知が進み、利用状況も増加しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	13	16	20
	日	15	20	25

利用人数は、過去の伸び率を乗じて見込みました。

利用日数は、平成26年度からの一人あたりの平均利用時間に利用人数を乗じて見込みました。



オ 居宅訪問型児童発達支援

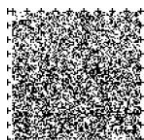
平成30年度から実施されるサービスで、重度の障がいのため、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	2	3	4
	日	8	12	16

利用人数は、新規実施予定事業所の対応可能人数と市内の対象児童数を勘案して見込みました。

利用日数は、事業所の対応可能な範囲で、一人あたり週1回の利用予定で見込みました。



(2) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況を検証します。

<実績（月あたり）>

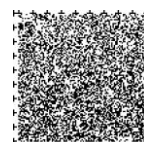
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		71	75	79
実 績	人	53	62	62	54
差 引 き	人		-9	-13	-25

平成27年度から、障害児通所支援等を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成が必要になったこと、また、これに合わせ障害児相談支援事業所数が増加したことにより、実績は増加しましたが、平成29年度は、減少しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	72	78	84

今後も、これまでに障害児支援利用計画を作成した児童に対し、継続支援としてモニタリングを実施するほか、新規等の障害児支援利用計画の作成を踏まえ、利用人数は、過去の伸び率を勘案し見込みました。



4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活をする上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい等の理解を深めることを目的とし、研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。

<実績>

現在、本市では、「ノーマライゼーション推進事業」として、学校や企業、地域などを対象にしたノーマリー教室、地域住民が障害福祉サービス事業所等を訪問し、直接職員や利用者と交流する事業所等訪問、障がい者週間記念行事を実施し、その活動状況を地域住民へ周知する情報誌を発行しています。

また、障がいのある人と地域住民がレクリエーション等で交流を図る障がいのふれあい交流事業や、手話の出前講座を実施し、手話の普及、啓発、理解促進を図っています。

<見込み>

「ノーマライゼーション推進事業」を継続して実施し、住民の障がいに対する理解を深める働きかけを行い共生社会の実現を図ります。

イ 自発的活動支援事業

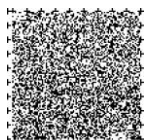
障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

<実績>

現在、本市では、「ボランティア活動支援事業」として、精神障がい者の自助グループであるボランティア活動団体に対する支援を行っています。

<見込み>

今後も、障がいのある人等が、仲間と話し合い、自立のために社会に働きかける活動（ボランティア等）への支援や、障がいのある人の社会復帰活動への支援を行います。



ウ 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービス等の利用援助や各種専門機関の紹介など必要な情報の提供や助言等を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための援助を行います。

<実績>

区 分	単 位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所		2	2	2
実 績	か所	2	2	2	2
差 引 き	か所		0	0	0

現在、2か所の事業所で必要な支援を行っており、内1か所は、平成27年度から基幹相談支援センターとして運営しています。

<見込み>

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	か所	2	2	2

今後も、2か所の内、1か所は基幹相談支援センターとして、現在の事業所に、継続して事業を委託します。

(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

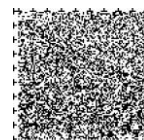
一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

<実績>

平成27年度に基幹相談支援センターを設置し、社会福祉士等の資格を持つ専門職員の配置や、相談支援事業者を訪問しての指導・助言の実施、また、研修会を実施し、人材育成の支援等を行いました。

<見込み>

今後も、相談支援機能の強化を図ります。



(ウ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対し、必要な調整や家主への相談・助言等を通じて、地域生活の支援を行います。

<実績>

相談支援事業として、住宅入居に関する相談にも対応しています。

<見込み>

今後も、対象者からの相談に対応し、生活の支援を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

障がいがあることにより、判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要な人に対し、一定の要件を満たす場合に、申立費用の助成や後見人等の報酬の助成を行います。

<実績（年あたり）>

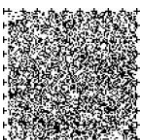
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		8	10	12
実 績	人	2	4	3	14
費用助成	人	2	2	0	8
報酬助成	人	0	2	3	6
差 引 き	人		-4	-7	2

平成 28 年度に設置された函館市成年後見センターと連携し、相談件数は増加していますが、実際に助成の対象になる事例は少ない状況にあります。

<見込み（年あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	8	10	12

今後も、函館市成年後見センターと連携し、事業の周知に努め、利用者の増加を図ることとし、第4期計画と同数を見込みました。



オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

<実績>

平成 28 年度に設置された函館市成年後見センターにおいて、福祉事業者向け法人後見実施のための研修会を開催しました。

<見込み>

今後も、函館市成年後見センターにおいて、研修会を開催するなど、法人後見の活動を支援します。

カ 意思疎通支援事業

(7) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのため、意思疎通に支障のある人に対し、その円滑化を図るため、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

<実績 (年あたり) >

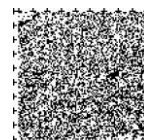
区 分	単 位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	件		1,733	1,733	1,733
実 績	件	1,765	1,685	1,485	1,462
差 引 き	件		-48	-248	-271

主に、通院時や講演会、会議等での利用になりますが、利用状況は、減少傾向にあります。

<見込み (年あたり) >

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	件	1,568	1,568	1,568

平成 29 年度の 6 月までの実績を勘案して見込みました。



(イ) 手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのため、意思疎通に支障のある人に対し、その円滑化を図るため、専任の手話通訳者を配置します。

<実績>

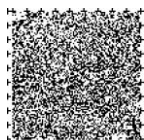
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4見込量	人		2	2	2
実 績	人	2	2	2	2
差 引 き	人		0	0	0

現在、障がい保健福祉課および亀田福祉課の2か所に専任の手話通訳者各1人を配置しており、手話を必要とする聴覚障がい者からの相談時等の通訳を行っています。

<見込み>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	2	2	2

今後も、現在の2か所への配置を継続します。



キ 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付または貸与を行います。

<実績 (年あたり) >

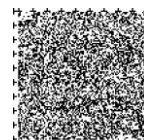
区 分		単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量		件		7,693	8,035	8,393
実 績		件	7,308	7,487	7,651	8,049
介護・訓練支援用具	見込	件		12	12	12
	実績	件	7	13	11	2
自立生活支援用具	見込	件		76	76	76
	実績	件	83	58	52	57
在宅療養等支援用具	見込	件		24	24	24
	実績	件	33	42	33	35
情報・意思疎通支援用具	見込	件		289	289	289
	実績	件	300	222	220	265
排泄管理支援用具	見込	件		7,284	7,626	7,984
	実績	件	6,874	7,147	7,327	7,681
居宅生活動作補助用具	見込	件		8	8	8
	実績	件	11	5	8	9
差 引 き		件		-206	-384	-344

排泄管理支援用具については、毎年増加していますが、それ以外の品目は横ばいの状況です。

<見込み (年あたり) >

区 分		単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量		件	8,341	8,644	8,958
介護・訓練支援用具		件	2	2	2
自立生活支援用具		件	57	57	57
在宅療養等支援用具		件	35	35	35
情報・意思疎通支援用具		件	265	265	265
排泄管理支援用具		件	7,973	8,276	8,590
居宅生活動作補助用具		件	9	9	9

今後も、これまでの実績を基に、排泄管理支援用具については、給付の件数が伸びるものと推計し、また、その他の用具については、平成29年度と同数を見込みました。



ク 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な技術等を習得した手話奉仕員を養成します。

<実績 (年あたり) >

区 分	単 位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		130	130	130
実 績	人	74	53	58	130
差 引 き	人		-77	-72	0

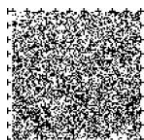
講習の受講者は、定員の半分に達していません。

<見込み (年あたり) >

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	130	130	130

派遣事業のニーズに対応するため、事業を継続し、受講者の確保に努めます。

人数は各講習の定員の合計で見込みました。



ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

<実績 (月あたり) >

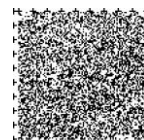
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		51	53	55
	時間		563	583	603
実 績	人	48	46	40	45
	時間	508	484	428	441
差 引 き	人		-5	-13	-10
	時間		-79	-155	-162

主に、サークル活動への参加での利用となっておりますが、利用は、年々減少しています。

<見込み (月あたり) >

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	45	45	45
	時間	441	441	441

過去の実績に基づき、平成 29 年度と同数を見込みました。



コ 地域活動支援センター

障がいのある人の地域生活を支援するため、通所により、創作的活動または生産活動の機会および社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターにおいて、日中活動の場を提供します。

<実績 (月あたり) >

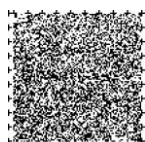
区 分	単 位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所		7	7	7
	人		254	254	254
実 績	か所	7	7	5	5
	人	238	282	269	269
差 引 き	か所		0	-2	-2
	人		28	15	15

平成28年度に、2か所の事業所が就労継続支援B型へ移行し、事業所数が減少したことにより、利用者も減少しました。

<見込み (月あたり) >

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	か所	5	5	5
	人	269	269	269

今後も、事業所数、利用者数ともに現状と変わらないものと見込みました。



サ 障害児等療育支援事業

障がいのある児童等の地域生活を支えるため、療育に関する相談・支援および地域の施設等に対する専門的な相談・支援を行います。

<実績>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所		1	1	1
実 績	か所	1	1	1	1
差 引 き	か所		0	0	0

事業を実施している1か所は、北海道からの委託も受けています。

<見込み>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	か所	1	1	1

現在、事業を実施している事業所に、継続して委託することとします。

シ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解し、必要な技術等を習得した手話通訳者および要約筆記者の養成を行います。

<実績>

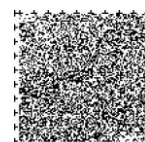
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		6	6	6
実 績	人	1	5	0	3
差 引 き	人		-1	-6	-3

平成26年度から事業を開始しました。

<見込み>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	3	3	3

過去の実績から、平成29年度の見込みと同数で見込みました。



(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

<実績>

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		3	3	3
実 績	人		1	1	2
差 引 き	人		-2	-2	-1

平成 27 年度から事業を開始しました。

<見込み>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	2	2	2

過去の実績から、平成 29 年度の見込みと同数で見込みました。

ス 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

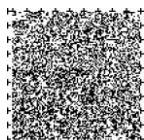
聴覚に障がいのある人の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等における派遣を可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

<実績>

実施に向けて検討を進めています。

<見込み>

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の受講者の状況を把握するとともに、現在実施している派遣事業との調整を図りながら、当面は、実施に向けた体制の整備を進めます。



(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

<実績>

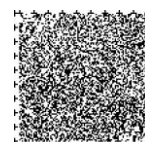
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		24	24	24
実 績	人	39	32	14	24
差 引 き	人		8	-10	0

平成 26 年度に事業を開始して以降、利用回数は毎年減少しています。

<見込み>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	24	24	24

対象者が限定されるため、平成 29 年度の見込みと同数を見込みました。



(2) 任意事業

ア 福祉ホーム

地域生活を支援するため、住居を必要とする人に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を提供します。

<実績 (月あたり) >

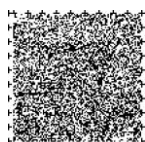
区 分	単 位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	か所		1	1	1
	人		15	15	15
実 績	か所	1	1	1	1
	人	14	15	15	15
差 引 き	か所		0	0	0
	人		0	0	0

現在、市内には1施設がありますが、定員である15人が入居しています。

<見込み (月あたり) >

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	か所	1	1	1
	人	15	15	15

今後も、施設および定員の増加予定がないことから、平成29年度と同数を見込みました。



イ 訪問入浴サービス

歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体に障がいのある人に、訪問による入浴サービスを提供します。

<実績 (年あたり) >

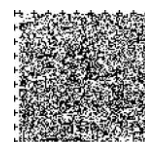
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		4	4	4
	回		228	228	228
実 績	人	5	6	6	6
	回	236	399	332	415
差 引 き	人		2	2	2
	回		171	104	187

平成 27 年度から利用者が 6 名となり、利用回数も増加しています。

<見込み (年あたり) >

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	6	6	6
	回	415	415	415

対象者が、重度の障がいのある人で、移動および家庭での入浴が困難な人と限定されることから、平成 29 年度の見込みと同数で見込みました。



ウ 中途障害者生活訓練

身体に中途障がいのある人に対し、自宅内およびその周辺地域等において、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

<実績 (年あたり) >

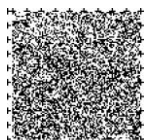
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		1	1	1
実 績	人	0	0	0	1
差 引 き	人		-1	-1	0

過去3年間の利用者はいませんでした。

<見込み (年あたり) >

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	1	1	1

今後の利用希望者を勘案し、平成30年度以降も1人の利用を見込みました。



エ 日中一時支援

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。

<実績（月あたり）>

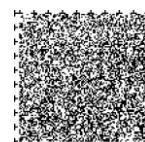
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		23	23	23
	回		64	64	64
実 績	人	30	28	18	22
	回	90	116	79	104
差 引 き	人		5	-5	-1
	回		52	15	40

一部の対象者は、放課後等デイサービス事業へ移行しています。

<見込み（月あたり）>

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	22	22	22
	回	104	104	104

年度によって、利用実績に増減があることから、平成29年度と同数を見込みました。



オ スポーツ・レクリエーション教室開催等

スポーツ・レクリエーションを通じて、障がい者等の体力増強，交流，余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため，各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し，障害者スポーツに触れる機会を提供します。

<実績>

現在，本市では，「障害者スポーツ教室開催事業」，「知的障害者青年教室開催事業」および「精神障害者ふれあい交流事業」を実施しています。

<見込み>

現在実施している事業を継続して実施します。

カ 障がい福祉のしおり発行事業

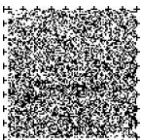
障がいに関する相談の窓口や関係機関が実施している制度を周知するため，障がい福祉のしおりを発行し，関係者に配布します。

<実績>

各種の制度を，年金，手当，保険・貸付制度，健康・医療，福祉サービス，各種減免等に分けて，その概要を紹介した冊子を，毎年度発行しています。

<見込み>

今後も継続して発行し，関係者に配布します。



キ 奉仕員養成研修事業

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員，朗読奉仕員等を養成研修します。

<実績（年あたり）>

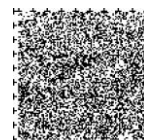
区 分	単 位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		80	80	80
実 績	人	20	14	14	80
点 訳	人	11	7	9	40
朗 読	人	9	7	5	40
差 引 き	人		-66	-66	0

点訳については専門的な技術を要すること，また，朗読について他の団体等でも講習を実施していることなどから，各講座とも受講者は，定員を大きく下回っています。

<見込み（年あたり）>

区 分	単 位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	80	80	80
点 訳	人	40	40	40
朗 読	人	40	40	40

今後も定員を同数とし，受講者の確保に努めます。



ク 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、身体に障がいのある人を対象に、自動車運転免許の取得にかかる費用の一部を助成します。

<実績 (年あたり) >

区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		5	5	5
実 績	人	1	3	2	5
差 引 き	人		-2	-3	0

年度によって利用状況が変動しています。

<見込み (年あたり) >

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	5	5	5

一定のニーズはあるものと考えられるので、今後も、これまでと同数を見込みました。

ケ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

就労その他の社会参加を促進するため、重度の身体障がいのある人が自ら所有する車を改造した場合に、その費用の一部を助成します。

<実績 (年あたり) >

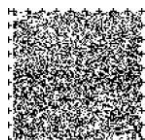
区 分	単位	26年度	27年度	28年度	29年度
第4期見込量	人		5	5	5
実 績	人	4	5	5	5
差 引 き	人		0	0	0

毎年ほぼ一定の件数となっています。

<見込み (年あたり) >

区 分	単位	30年度	31年度	32年度
第5期見込量	人	5	5	5

一定のニーズはあるものと考えられるので、今後も、これまでと同数を見込みました。



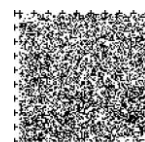
◎第5期函館市障がい福祉計画における成果目標 およびサービス見込み量一覧

成果目標

施設入所者の地域生活への移行者数	32人	5.7%
施設入所者の減少数	11人	2.0%
一般就労への移行者数	65人	1.5倍
就労移行支援事業利用者数	103人	6.6割増
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	3か所	約4割
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすための協議の場の設置	平成32年度末までに設置	
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに整備	
児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	さらなる重層的な地域支援体制の強化	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末までの確保をめざし協議を進める	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成32年度末までに設置	

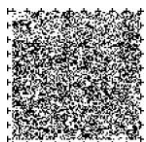
サービス見込み量

障がい福祉サービス(月あたり)		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	時間	6,644	6,918	7,483
	人	446	466	487
居宅介護(ホームヘルプ)	時間	4,438	4,613	4,800
	人	355	369	384
重度訪問介護	時間	1,304	1,352	1,676
	人	7	8	9
同行援護	時間	852	895	940
	人	78	82	86
行動援護	時間	50	58	67
	人	6	7	8
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

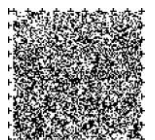


日中活動系サービス		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人	1,038	1,048	1,059
	日	21,795	22,013	22,233
自立訓練（機能訓練）	人	4	4	4
	日	17	17	17
自立訓練（生活訓練）	人	49	49	49
	日	1,025	1,025	1,025
就労移行支援	人	85	94	103
	日	1,419	1,560	1,717
就労継続支援（A型）	人	193	226	263
	日	3,773	4,420	5,151
就労継続支援（B型）	人	784	875	973
	日	13,955	15,567	17,324
就労定着支援	人	5	6	7
療養介護	人	55	55	55
短期入所（ショートステイ）	人	45	46	47
	日	362	370	377
居住系サービス				
共同生活援助（グループホーム）	人	385	411	436
施設入所支援	人	555	552	550
自立生活援助	人	4	5	6

相談支援（月あたり）		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	415	432	449
地域移行支援	人	8	9	10
地域定着支援	人	4	5	6



障がい児支援（月あたり）		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人	192	207	224
	日	2,243	2,423	2,617
医療型児童発達支援	人	20	20	20
	日	148	148	148
放課後等デイサービス	人	438	498	548
	日	5,554	6,315	6,949
保育所等訪問支援	人	13	16	20
	日	15	20	25
居宅訪問型児童発達支援	人	2	3	4
	日	8	12	16
障害児相談支援	人	72	78	84



第 8 計画の推進

1 関係機関との連携

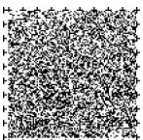
障がい福祉サービス等および障害児通所支援等や地域生活支援事業を、円滑に実施するためには、障がいのある人と事業者、関係団体等、行政の連携が重要であることから、自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

2 国や北海道との連携

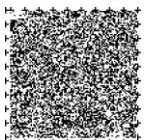
国や北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題を踏まえ、国や北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

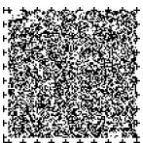
3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、函館市障がい者計画策定推進委員会において、各年度における障がい福祉サービス等の利用や地域生活への移行の状況など、計画の進捗状況について、点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。



【 資 料 編 】





○ 第2次函館市障がい者基本計画（抜粋）

I 総論

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

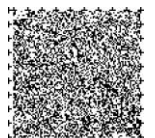
本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」、平成9年の「障害者に関する新函館市行動計画」、平成18年の「函館市障がい者基本計画（平成18年度～平成27年度）」により、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもとに「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」の実現をめざし、各種の障がい者施策を推進してきました。

この間、障がい者施策は大きく変化し、平成15年度には、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択する支援費制度が導入され、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、これまで障がいの種別ごとに提供されていた障がい福祉サービス等が、その種別にかかわらず一元的に提供される仕組みに変わるとともに、利用者負担の見直しや国と地方の財政責任の明確化が図られました。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法が改正され、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者などに対する支援の拡充を行うことを明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

さらに、国においては、障害者基本法の改正をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定など国内法令の整備により、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

「第2次函館市障がい者基本計画」は、障がい児・者を対象として実施した実態調査により、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などの把握に努め、国の「障害者基本計画」や北海道の「第2期北海道障がい者基本計画」を踏まえつつ、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者施策の推進方向を示す計画として策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」、「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として位置づけられるものです。

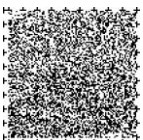
3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。



第3 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

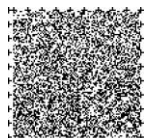
障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健、医療、福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

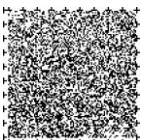
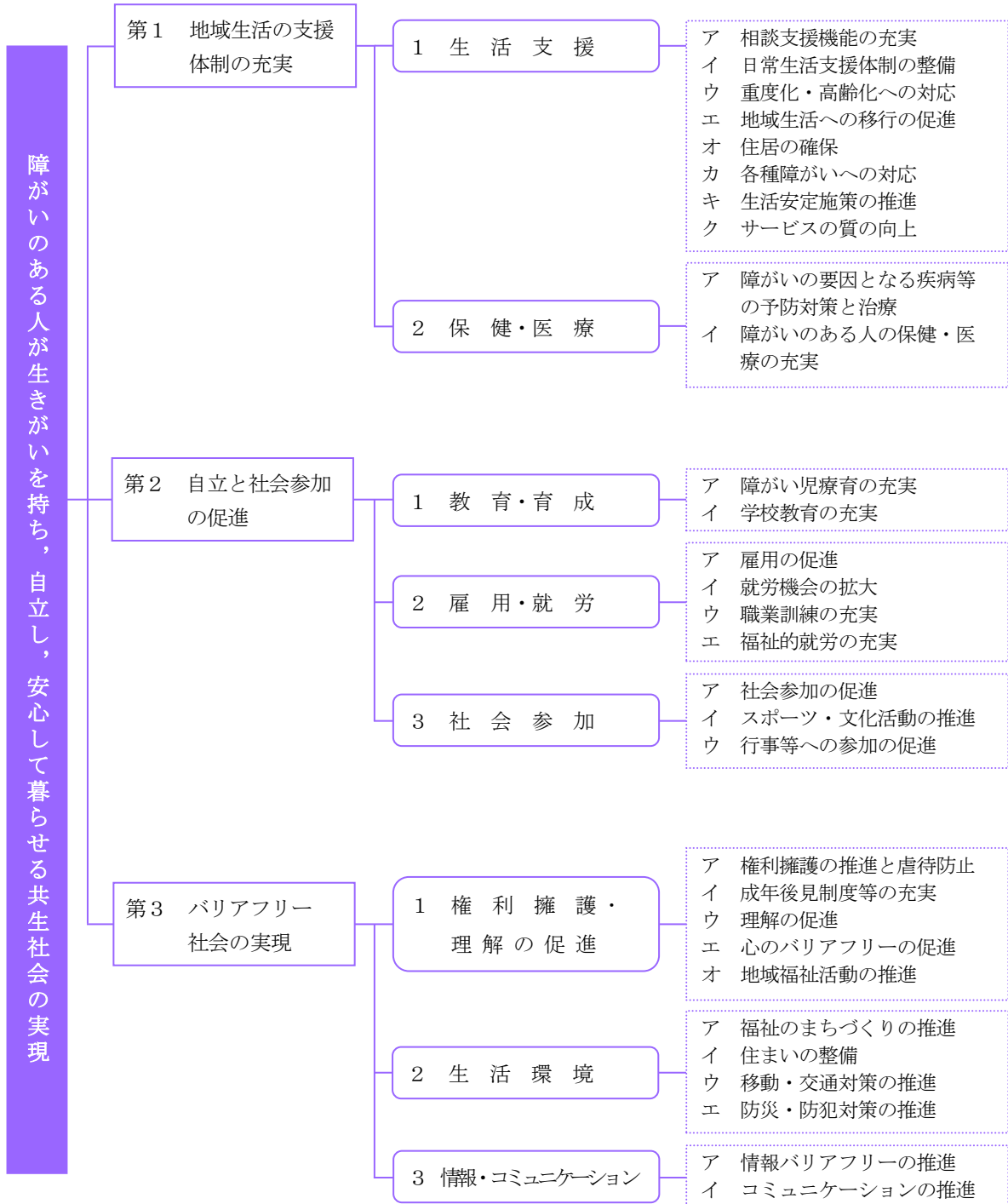
(3) バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実に努めるとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実にに向けた取組みを推進します。



3 施策の体系

【基本理念】 【基本的な方向】 【施策区分】 【施策の推進方向】



○ 障がい福祉サービス等の利用希望（障がい別）

① 居宅介護（ホームヘルプ）

区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	50	11.7%	18	6.9%	32	9.9%	58	16.3%	4	4.7%	162	11.2%
週1～2日	37	74.0%	5	27.8%	19	59.4%	24	41.4%	2	50.0%	87	53.7%
週3～4日	10	20.0%	5	27.8%	9	28.1%	20	34.5%	1	25.0%	45	27.8%
週5日以上	3	6.0%	8	44.4%	4	12.5%	14	24.1%	1	25.0%	30	18.5%
しない	177	41.3%	147	56.8%	177	54.6%	161	45.2%	57	67.1%	719	49.5%
無回答	201	47.0%	94	36.3%	115	35.5%	137	38.5%	24	28.2%	571	39.3%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

② 重度訪問介護

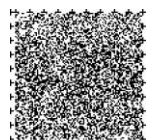
区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	12	2.8%	3	1.2%	11	3.4%	30	8.4%	4	4.7%	60	4.1%
しない	195	45.6%	157	60.6%	183	56.5%	165	46.4%	60	70.6%	760	52.4%
無回答	221	51.6%	99	38.2%	130	40.1%	161	45.2%	21	24.7%	632	43.5%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

③ 同行援護

区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	10	2.3%	2	0.8%	11	3.4%	13	3.7%	2	2.4%	38	2.6%
しない	192	44.9%	154	59.4%	181	55.9%	182	51.1%	62	72.9%	771	53.1%
無回答	226	52.8%	103	39.8%	132	40.7%	161	45.2%	21	24.7%	643	44.3%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

④ 行動援護

区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	2	0.5%	25	9.6%	31	9.6%	13	3.7%	14	16.5%	85	5.8%
しない	199	46.5%	138	53.3%	166	51.2%	183	51.4%	50	58.8%	736	50.7%
無回答	227	53.0%	96	37.1%	127	39.2%	160	44.9%	21	24.7%	631	43.5%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%



⑤ 重度障害者等包括支援

区 分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	10	2.3%	4	1.5%	11	3.4%	28	7.9%	4	4.7%	57	3.9%
しない	190	44.4%	154	59.5%	179	55.2%	170	47.7%	60	70.6%	753	51.9%
無回答	228	53.3%	101	39.0%	134	41.4%	158	44.4%	21	24.7%	642	44.2%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑥ 生活介護

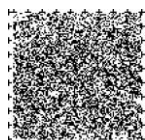
区 分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	39	9.1%	36	13.9%	32	9.9%	47	13.2%	6	7.0%	160	11.0%
週1～2日	20	51.3%	2	5.5%	9	28.1%	18	38.3%	1	16.7%	50	31.2%
週3～4日	12	30.8%	1	2.8%	8	25.0%	16	34.0%	2	33.3%	39	24.4%
週5日以上	7	17.9%	33	91.7%	15	46.9%	13	27.7%	3	50.0%	71	44.4%
しない	174	40.7%	112	43.2%	167	51.5%	153	43.0%	57	67.1%	663	45.7%
無回答	215	50.2%	111	42.9%	125	38.6%	156	43.8%	22	25.9%	629	43.3%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑦ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区 分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	35	8.2%	19	7.3%	39	12.0%	47	13.2%	17	20.0%	157	10.8%
週1～2日	26	74.3%	5	26.3%	25	64.1%	23	48.9%	8	47.1%	87	55.4%
週3～4日	9	25.7%	6	31.6%	9	23.1%	15	31.9%	6	35.3%	45	28.7%
週5日以上	0	-	8	42.1%	5	12.8%	9	19.2%	3	17.6%	25	15.9%
しない	186	43.4%	138	53.3%	175	54.0%	157	44.1%	39	45.9%	695	47.9%
無回答	207	48.4%	102	39.4%	110	34.0%	152	42.7%	29	34.1%	600	41.3%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑧ 就労移行支援

区 分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	14	3.3%	27	10.4%	50	15.4%	17	4.8%	21	24.7%	129	8.9%
週1～2日	9	64.3%	2	7.4%	28	56.0%	9	52.9%	6	28.6%	54	41.9%
週3～4日	5	35.7%	10	37.0%	15	30.0%	5	29.4%	5	23.8%	40	31.0%
週5日以上	0	-	15	55.6%	7	14.0%	3	17.7%	10	47.6%	35	27.1%
しない	203	47.4%	133	51.4%	164	50.6%	190	53.4%	40	47.1%	730	50.3%
無回答	211	49.3%	99	38.2%	110	34.0%	149	41.8%	24	28.2%	593	40.8%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%



⑨就労継続支援（A型，B型）

区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	12	2.8%	50	19.3%	59	18.2%	17	4.8%	20	23.5%	158	10.9%
週1～2日	7	58.4%	3	6.0%	30	50.9%	8	47.1%	1	5.0%	49	31.0%
週3～4日	4	33.3%	11	22.0%	14	23.7%	6	35.3%	8	40.0%	43	27.2%
週5日以上	1	8.3%	36	72.0%	15	25.4%	3	17.6%	11	55.0%	66	41.8%
しない	198	46.3%	105	40.5%	153	47.2%	187	52.5%	42	49.4%	685	47.2%
無回答	218	50.9%	104	40.2%	112	34.6%	152	42.7%	23	27.1%	609	41.9%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑩就労定着支援（平成30年4月1日開始）

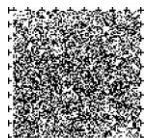
区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	12	2.8%	29	11.2%	42	12.9%	13	3.6%	24	28.2%	120	8.3%
しない	186	43.5%	127	49.0%	158	48.8%	170	47.8%	36	42.4%	677	46.6%
無回答	230	53.7%	103	39.8%	124	38.3%	173	48.6%	25	29.4%	655	45.1%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑪療養介護

区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	21	4.9%	11	4.2%	12	3.7%	45	12.6%	6	7.0%	95	6.6%
しない	179	41.8%	147	56.8%	186	57.4%	144	40.5%	56	65.9%	712	49.0%
無回答	228	53.3%	101	39.0%	126	38.9%	167	46.9%	23	27.1%	645	44.4%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑫短期入所（ショートステイ）

区分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	37	8.6%	32	12.4%	15	4.6%	55	15.5%	18	21.2%	157	10.8%
週1～2日	27	73.0%	18	56.2%	6	40.0%	26	47.3%	13	72.2%	90	57.3%
週3～4日	5	13.5%	6	18.8%	4	26.7%	17	30.9%	4	22.2%	36	22.9%
週5日以上	5	13.5%	8	25.0%	5	33.3%	12	21.8%	1	5.6%	31	19.8%
しない	181	42.3%	133	51.3%	184	56.8%	140	39.3%	42	49.4%	680	46.8%
無回答	210	49.1%	94	36.3%	125	38.6%	161	45.2%	25	29.4%	615	42.4%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%



⑬ 共同生活援助（グループホーム）

区 分	身体障がい （18歳以上）		知的障がい （18歳以上）		精神障がい （18歳以上）		難病患者 （18歳以上）		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	23	5.4%	54	20.8%	26	8.0%	21	5.9%	14	16.5%	138	9.5%
しない	192	44.8%	103	39.8%	173	53.4%	174	48.9%	47	55.3%	689	47.5%
無回答	213	49.8%	102	39.4%	125	38.6%	161	45.2%	24	28.2%	625	43.0%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑭ 施設入所支援

区 分	身体障がい （18歳以上）		知的障がい （18歳以上）		精神障がい （18歳以上）		難病患者 （18歳以上）		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	27	6.3%	46	17.8%	21	6.5%	35	9.8%	8	9.4%	137	9.4%
しない	186	43.5%	107	41.3%	175	54.0%	156	43.8%	55	64.7%	679	46.8%
無回答	215	50.2%	106	40.9%	128	39.5%	165	46.4%	22	25.9%	636	43.8%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑮ 自立生活援助（平成30年4月1日開始）

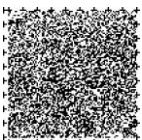
区 分	身体障がい （18歳以上）		知的障がい （18歳以上）		精神障がい （18歳以上）		難病患者 （18歳以上）		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	20	4.7%	22	8.5%	24	7.4%	25	7.0%	19	22.4%	110	7.6%
しない	174	40.6%	131	50.6%	175	54.0%	155	43.6%	41	48.2%	676	46.5%
無回答	234	54.7%	106	40.9%	125	38.6%	176	49.4%	25	29.4%	666	45.9%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑯ 地域移行支援

区 分	身体障がい （18歳以上）		知的障がい （18歳以上）		精神障がい （18歳以上）		難病患者 （18歳以上）		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	17	4.0%	26	10.1%	30	9.2%	31	8.7%	20	23.5%	124	8.5%
しない	197	46.0%	134	51.7%	170	52.5%	162	45.5%	42	49.4%	705	48.6%
無回答	214	50.0%	99	38.2%	124	38.3%	163	45.8%	23	27.1%	623	42.9%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑰ 地域定着支援

区 分	身体障がい （18歳以上）		知的障がい （18歳以上）		精神障がい （18歳以上）		難病患者 （18歳以上）		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	29	6.8%	27	10.4%	41	12.6%	33	9.3%	17	20.0%	147	10.1%
しない	183	42.7%	132	51.0%	158	48.8%	161	45.2%	44	51.8%	678	46.7%
無回答	216	50.5%	100	38.6%	125	38.6%	162	45.5%	24	28.2%	627	43.2%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%



⑱計画相談支援

区 分	身体障がい (18歳以上)		知的障がい (18歳以上)		精神障がい (18歳以上)		難病患者 (18歳以上)		18歳未満の 障がい児		総集計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
したい	43	10.0%	67	25.9%	52	16.0%	50	14.0%	26	30.6%	238	16.4%
しない	174	40.7%	85	32.8%	148	45.7%	142	39.9%	33	38.8%	582	40.1%
無回答	211	49.3%	107	41.3%	124	38.3%	164	46.1%	26	30.6%	632	43.5%
計	428	100%	259	100%	324	100%	356	100%	85	100%	1,452	100%

⑲児童発達支援

区 分	18歳未満の 障がい児	
	件数	構成比
したい	10	11.8%
週1～2日	4	40.0%
週3～4日	3	30.0%
週5日以上	3	30.0%
しない	29	34.1%
無回答	46	54.1%
計	85	100%

⑳医療型児童発達支援

区 分	18歳未満の 障がい児	
	件数	構成比
したい	7	8.2%
週1～2日	3	42.9%
週3～4日	3	42.9%
週5日以上	1	14.2%
しない	33	38.8%
無回答	45	53.0%
計	85	100%

㉑放課後等デイサービス

区 分	18歳未満の 障がい児	
	件数	構成比
したい	43	50.6%
週1～2日	10	23.2%
週3～4日	15	34.9%
週5日以上	18	41.9%
しない	20	23.5%
無回答	22	25.9%
計	85	100%

㉒保育所等訪問支援

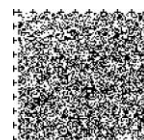
区 分	18歳未満の 障がい児	
	件数	構成比
したい	3	3.5%
しない	36	42.4%
無回答	46	54.1%
計	85	100%

㉓居宅訪問型児童発達支援

区 分	18歳未満の 障がい児	
	件数	構成比
したい	4	4.7%
週1～2日	3	75.0%
週3～4日	0	-
週5日以上	1	25.0%
しない	36	42.4%
無回答	45	52.9%
計	85	100%

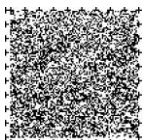
㉔障害児相談支援

区 分	18歳未満の 障がい児	
	件数	構成比
したい	25	29.4%
しない	25	29.4%
無回答	35	41.2%
計	85	100%



○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成29年 2月14日	・平成28年度 第2回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第5期函館市障がい福祉計画に係るアンケート調査の実施について、ほか】
6月12日	・「障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査」(アンケート調査)の実施
6月26日	・平成29年度 第1回 障がい者計画策定推進委員会開催 【正副会長の選出、第5期函館市障がい福祉計画の策定について、ほか】
8月28日	・平成29年度 第2回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉サービス等の現状について、ほか】
9月28日	・平成29年度 第3回 障がい者計画策定推進委員会開催 【障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査結果報告、平成32年度の成果目標、障がい福祉サービス等のサービス量の見込み、ほか】
10月31日	・平成29年度 第4回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第5期函館市障がい福祉計画(たたき台)についての協議、ほか】
12月4日	・平成29年度 第5回 障がい者計画策定推進委員会開催 【第5期函館市障がい福祉計画(たたき台)についての協議(継続)、ほか】
平成30年 1月11日	・政策会議に計画 素案(案)の報告、協議
1月18日	・平成29年度 第6回 障がい者計画策定推進委員会開催 【計画(素案)の報告、第2次函館市障がい者基本計画に係る施策の進捗状況について、ほか】
2月1日	・計画(素案)に対するパブリックコメント(市民意見募集)の実施 (計画(素案)を本庁・支所で配布し、市ホームページに掲載)
2月13日	・市議会民生常任委員会に計画(素案)の報告・協議
3月15日	・市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告 ・パブリックコメントの実施結果の公表



○ 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち1人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

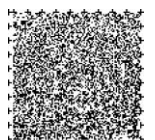
第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会と諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



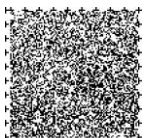
○ 函館市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

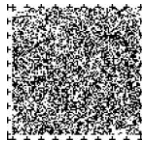
(平成30年1月18日現在)

[五十音順]

氏 名	所 属 団 体 等
大 山 茂	函館市ボランティア連絡協議会 理事
○ 河 村 吉 造	函館地域障害者自立支援協議会 委員
川 村 和加子	函館精神障害者家族会愛泉会 会長
熊 谷 儀 一	函館市社会福祉協議会 理事
◎ 佐 藤 秀 臣	函館市身体障害者福祉団体連合会 会長
島 信 一 朗	函館市身体障害者福祉団体連合会 副会長
関 口 洋 平	函館市医師会 理事
相 馬 ミエ子	函館手をつなぐ親の会 会長
永 澤 和 枝	函館市民生児童委員連合会 障がい者福祉部会長
比 森 敏 邦	一般公募
廣 畑 圭 介	北海道教育大学教育学部函館校 講師
松 田 由美子	北海道難病連函館支部 事務局長
松 森 美世子	障害児・者を守る函館地区連絡協議会 会長
水 野 修	函館特別支援教育研究会 会長
吉 田 弘 明	函館公共職業安定所 統括職業指導官

◎は会長，○は副会長を示す。





第5期函館市障がい福祉計画

平成30年3月発行

編集 函館市保健福祉部

問い合わせ先 函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3254 FAX 0138-27-2770

